

寄書規定左 設るは甚御迷惑なる 記 0 如 ^ 相定め次號より實行致度御繁忙の傍ら折角御執筆相願候 玉稿に對し是等規定を

しと雖とも力めて御準據被下候は、幸甚不過之候拜具

監獄學

會

輯

書 家 各 位.

へ掲載の材料として玉稿御送付 定

被下候節は、

白紙を問

はす、

华

美濃紙

0

第

監獄雜

第二 成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨に 内を以一行(猪(は三)二十三字詰となし、 認めあらんとを乞ふ 應答の外は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖質疑と應答とは又別紙に御 其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相 て御認め被下たし

第二 表題、 名は編輯部参考の為め機外に御認め相成たし (地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓

第四 質疑に對する應答中緊要と認る事項に就てけ (广十五日前)本會へ御送附の分は其月發行の本誌 學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあ て、其以後到達の分は翌月の誌上

第五

每月二十日前

質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下 へ掲載すへきものと御承知被下たし せら 3

警察監獄學 會出 版物廣告

奈川縣典獄 知 官 務 小河滋次郎 大臣 英太郎君 奎 明君 吾君 題 序 序 文 参內 教帝 內務省參事官文學士 事官文學士 大學長 報士 大學長 事務。 務省警保 局 筑 田 金 元 彌君 六君 重君 熈君

文文文文

奈川

縣

監

學

全

(監獄構造法

石版密圖數拾葉入

\$\infty\$ \$\i

東京集治監典獄 則宮城集治監典獄 石澤 清浦 八木秀太郎君跋 謹古 奎吾 君序文 君序文 內務省傭獄務顧問 內務書記官文學士 放フヲ 久米 小河滋次郎 金州 ン・ゼ 君序文 君序文

H 本 監 獄 法 講 義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監 獄

費國庫支辨論

宇川 盛 三郎 君序文司法次官清浦奎吾君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

逸 監 獄 管 理 法

獨

內務書記官文學士久米金彌君序文靜岡縣知事小松原 英太郎君序文

神奈川縣典獄

小河滋次郎君著 小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

完

宮城集治監教誨師藤吉習教君著 宮城集治監典獄八木秀太郎君序文

宮城駐典獄山岭義德君序文靜岡縣知事小松原英太郎君

監

內

揭

示

條

目辯解

全

完

雜誌第七卷第五號

■内務大臣の獄政に關する演説を讀む

臣か全國典獄諸君に向て演説せられたる筆記を見は今後獄制に對する大体の方針は先以て推知し得へきな は事緩急あり、 板垣伯閣下は內務大臣に就任以來、內務諸政の方針に就き改良に鋭意、 か如きは昨今新聞紙の報する所にして予輩は斯道の為め忝喜措く能はざるなり、凡を制度の改善に磨って からざるの事質にして今更予輩の喋々を要せす、 も予輩同演説に對する觀察は少くども今後の方針を揣摩するに足るべしと信するの餘り聊か左に敷衍せん と信す演説の大意は本誌前號に掲載し且新聞紙上既に報する所にして今更に之を掲くるの要を見すと雖 幸に正鵠を失することなくんは幸甚 物各順序のあるありて能く效を一簣の間に修むる能はざるは勿論なりと雖も、今回内務大 就中監獄制度の改善に就ては特更に傾注せらるく所ある 熱心せらるし所あるは將に掩ふべ

五

な犯人か先天的に悪事を為すの性質を有するものにあらすして全く智育、

ものなしと迄斷言せられ纏々其惡むべく、又憫むへき境遇に陷わりたるものなることを説明して、本來犯 演説の吐段一半は典獄は行刑の當局官なるより説き起して犯罪其ものく憎むへく、又犯罪人は必憫れなる

徳育の足らさる所より不幸に

曉に

至り

更に

講究を怠ら

ざる

×

し故

17

妓

12

一言すること関か

第

說

號

a 至り な y 貧 遂に習慣 困 予輩は双手を擧け賛意を表するに客からざる所 12 苦み或は他人の為 は第二の天性となり益々犯罪を層加するに至る者なりとの一句は寔に意義明 め 17 誘 惑せられ 犯罪に 除義なく 也、 既に犯罪は如斯惡むへき者とするも せらるしの 境 遇に遭 遇 し身を過 ち 犯罪人其 惡 事 點の を寫

と云ふれは絶 云々(此所最も ること是れ とする 计惯 能はず、 ていの U かの ~ 犯罪者 2010 素より予 はかる ないれい 而し のと断定せん る者なるとを自得せられたいは博愛慈善の心に富み自任、 00 0 T 内再犯以上の 輩の言を待た 賛成する所に 諸若は此難局 か ざる 者 之を矯正し及ひ之を善良の民に導くの方法は懲戒と感化に存 さっち 12. T 當らる 所に voit. し云か 大に意を强 を占 のなれば本大臣は諸 むると云ふの事 能く久 中又此事を言ひ題はされ のの故。 ふするを得たり)又曰く 120 りと言はれるのでは、 經驗を積むにあらざれ 慈善を以 たり、 典獄諸君の職務 叉日く 從來の經驗に は善く其効績 は囚人 するものな を相い あ たる 6

3

7

0 3

し。

化誘。

00

20

50

30

\$0

なっ

たの博う

1

精神

とっしっ

威嚴を保ち

60 愛っ

大臣か

獄政に關する方針

12

への得

きてとを示され て以 5 なく云 官紀を勵 上摘載 ざる は なり 行 の意味に し尋く たるも 要するに本演 に博愛慈善を以て其職に拮据忍耐 大差なし 0) にして真に予 は、 說 とせん の大要は治獄の カン 輩の 予輩 4 意を得たるも 悯い は全編其宜しきを得 難事たることを悟了せしむると同時に當 き境・ せんことは典獄以下當局者の則とるべき方針とす のと云ふの外 沈淪し獄窓に たる なし乍 80 なることを頭賛せずん 去本海説に せる 者を救済 局者 就 て子 は自 3 重自ら持 ばある 7 忌 × べ

31 To 3 ない 60 とせん ないかにいない のい再い 樂、土、 以 F·胂· 0 衣食住の仙境と 者を以 7. 1 L の今 て(彼等自 B 行、良、刑、の・

きか する を然るを若 て滅却する ふし云々と此數文字は當局者の最も潜心服膺す ことの事項 項なる 予輩此所最も杞愛に耐ざる 立せざる 寫。 苦: 至り 至慈至愛にのみ偏せん 者より見て仙 3 31 信す、 犯者を倍加する あき四 境、 說 中又云 なり 樂士とする 17 對. 0) 77> するい 前掲杞愛の如き奇怪なる現象を顯はす . 3 n **乍併大臣閣下は演** 4. ことあり なき能はざらんとす、 のみ 00 へき事項にして決して慈善博愛にのみ偏局せられ ない 今後陪 典獄 は云々と是又誤解 000 再犯 職務は社會の 説の後段に響められ U. Ł, の、者、 なさを要す 宜しく 寒 を、理 面, に在 のみ て日く 加、 緩急を失せざらんことを要 せい ならす行刑 2 何とな て他の 威嚴を保ち紀律を正 ひる現象を呈する 趣, の本旨地を ば 本來監獄 制裁を受く ざらんと は

閱官 之に関する から る所を 其他 ずどの の巡閲 H 規 め云 對的 味に あ 0 ある h 何すれ 解 カン 21 n に云は 自己 窮苦訴 あ 5 て其 0 ぞ窮苦訴 其範圍 職權內 ふる n 八邊の たれ 寬嚴斟 に於て輕重するべき假合は懲罰 3 を超越す ば今後多少 なさめ る所 なき者 酌 0 7> とは素より 宜しさを 0 からざる 改正 と云ふを得ん ~ 7> せらるし 期 は勿論、 看做され 内に博愛慈善 * ざるも 囚人にして情苦を訴 \$ 大臣 あ 權の如き敢 3 のなれ 办 べ 此言を解する しと信し予輩は の心ある は て濫行に失せす なり きを 尚終り へん 17 には時 他 要す u 12 B 改正發 3 らく 80 虐に過く K 監獄巡 其 意の 改正 布 12 0

社會と隔絶

する

は勿論、

是非社

曾

0

裏面

に置

ざる

らざる性質の

\$

0

にし

て監獄を治

びる

には自

カン

5

警察官監 獄 官 習所 n 就 1

務省議 事室に於て開か n たる地方官會議

五

監獄雑誌

本月十六日

內

n

警察官及監獄官練習

所設置の

件に就さ

端なく

Ξ

矯正図書館

文明を以 聚と命令以 如く 抑も ところなり 問題は警 0 議場の大勢は如 議 我邦戰 筆算の 警察官 て自 察監獄制度發達に至重の關係を有し其成否は斯道前途の積極若くは消極的方針の 起せしは 監獄官 到着せむとするにあらずや此の時に當つて若し外政 勝 とす の効果國威巍然として全世界に轟き覇 0 藝に依り定則 し强國を以 膽力を以 豊 傍觀輕 事實な 0 何なる模様に 務は て融和する りと諸 視に附し去るを得 て自負する歐米各國の警官監獄官を養成する實態を考一 の事務を了 毒 常 一般の てあり 新聞 にあらざれ 紙 せ 法律命令文にのみ泥み履行せば以て足る は紹 たりしや余輩 ば則 介せり へけむ乎余輩聊か私見を附 ち足るものとするか ば其能く目的を果すと能はざるは更に説明を要せざる 右 權東洋 は 一々其辯難攻撃の 如 何なる原 に治ねく條約改正 警察権の活達行刑 0 し地方長官の 現狀を知る 趣 旨 12 の進行は汲々 向 T 0 に由 如 参考に 考し 權の具味法 とする 何 なし なる て之を参せよ 子とし 供 と雖 か叉普通屬 反 せ 駁 1 律 ひとす 以 も想よ 0 て將 以外 て分る 論 鋒 12 僚 0 に此 * H

する傾勢 聞ところ 甚た價なきに重要らん荷も一地方の合尹たるもの眼を此の局面に轉視するところありて可 ても 地方政務 12 のみ投して他を に依 警察監獄は比較的進步したる事質あること余輩も亦同感を表するものなり 或は反て他の土木勸業學務等の諸政務に比し優なるも劣と云ふを得すとの感あるへし而て其實際 なさにあらずと鳴呼 として今日焦眉の急に属するもの固より れば警獄官吏練習所設置案に對する地方官の意向は意表にも甚た切ならずして寧ろ 顧るに及はすと云ふか如き我田主義は余輩 何を恠訝の極此所に至るや余等斯道の為め否國家の為め泣訴せざるを得 警獄制度に限らす寧ろ俗眼を以て視渡 故に地 方經濟の すときは 冷 12

備せざるへからざる警務獄務

の整備を怠り以て彼等に欲漏を口實とせらる

0

機敏を澁ぶし或は叉對等國として當然進

が如きてどあら

が戦

の餘

威も

を加 取らざるなり然れ ひ努て排斥せざる क रह へからず請ふ試に之を論せん 為し 得る費用の差繰りも之れを 為さずして冷然得みたる俗論者流に向ては大に

如何に警察監獄を痛望すど

雖ども之を

之をし より や明か 省するところあり 人材の要否自 にあらざれ 於ては唯た授業生の旅費及 算定する 抑も警 多年の勤勞經驗を積て後判任の地位に進め たる て更に高 か費用 なり面 對しては 官及監獄官練習所を設置する費用は果て幾程を要するや是は 12 0 へきに とも部課長の下に属し所定の事務に從属する者と警察監獄の要責を負擔する者と 非ずや是れ 12 外 已に D あらかるなり之を要するに本案反對の論者の て所設費及激官等の手當費は無論中央國庫費の負擔に屬す なしと雖も其重なる費途は教官手當授業生賄費位のことに過きされ ら異なるものあるは政府も 人を自 其れ程不憫を加 2 あらず區 専門の學科を修めし 擔に堪へずと云ふか如きは毫も取るに足らざる 呵 余等の 由雑居せしむる な に逼迫せる今日に 6 々たる權衡論又は感情論の如きは目下の局面 賄費書籍 私 か へざるに依り特別 に疑 費等 12 むること最も必要にして警獄の長 ふところなり地 當り して警務を擴張し獄制を整備する の支辨を負擔するのみに 既に認むる 何に依 たる熟練家を取の利益あるは爭ふ 任用に係る て國安を保ち法律の 方長官 所なり況んや其實 感情は政府は近頃響察監獄 0 府 感情若し此所に 縣屬郡區書記等 論なり又其人員 して僅に一地方より四五の 其組 計此れ 威信を持頼せむとするや 12 へしと思 學務獄務 織 當る にあらざれ 如 何 に依るにあらざれ 0 へき者にあら あ 21 へか 0 りとせは一 責任に伴はすどの筆鋒 ば何程 を差繰り 料するを以 8 如きは下 關 は 5 12 係するを 他日 おる のみ 0 巨額を要せ 改正 應の ず對等條約內 級の の輕 て各地 重きを置き他 しと云ふも 警官監獄官 以 須らく 條 は決 なり故 巡 重 理 て精 に徴 査 方魔に 曲 て効 看 なら

五

監獄雑誌

第

五

たりし

フィラテルフィヤの分房監を一見し僅々二時間の

観察を以て輕率にも其の断定を與へ衆人の前に之を非

1

レスディッケンスが千八百四十三年

へときは往々

過を生すること珍らしからす彼の有名なる英國の文學者チャ

得す然れども是れ獨り我邦の學者のみにあらす凡そ自己専門以外のことに軽々に啄を容る

U

矯正図書館

七

第

五

9

余は前 12 て簡單に 分房制の 利益を列擧し今や進て真正なる分房 0 組織方 法を論せんとする 12 當

知ら 上の に依る て如此さずのあるは余輩は其の淺慮輕卒に驚かさるを得す否余輩は其の放言以て世人を誤るを責めさる も其の不完全なる観察を基礎として牽强傳會の説をなし遂に或は分房制は人の天性に反するも の盡く 人の能力を毀損するものなりなどし種々なる理窟を付て之を攻撃する者あるに至る此の如きも を研究したりなど騙り顔に喋々する人々の説を聞けは多くは皆皮相の觀察をなしたる者にして而か 政治家等 凡そ分房制の れさる一書生の言とすれは獪恕すへし荷も學者政家として世人の耳目を惹くへき地位にあるの 觀念を其腦裏に存せさるものなれは徃々誤解謬見あり而して獨自ら覺らす甚たしきに至りては輕卒に の外 首肯する所なり然るに我邦不幸にして未た完全なる分房制の經驗あらす之を說く者皆歐洲 な て眞 し而して歐洲諸國の質例を目撃したる者は如何なる種類の人士なるやといふに多くは法律 最良法たることは既に前段に於ても述へたる如く今や世の斯道に從事し少しく思慮あ 先つ少しく歐洲一二大家の分房制に關する所見を擧け讀者に招介し置かんと欲す に斯道の専 門家たるもの多々 たり於是てや今日余は何々の監獄を巡視したり何 のなり或は 只た名も の獄制 も治獄 人にし

るに歸する
乏を摘發せられ爾來識者の
即笑する
所となれり以て
皮相論者の取るを足らさるを
證す 世人 論 かは一時は大に世人の注目を惹しか幾もかくして其の論する所盡く氏の謬見と観察の不 0 有名なるか為其の説に惑はされ さると望むと共に荷も専 門家として多年斯道に経験ある

のなり

は自 士の の分類其他各種の方法に就き種々なる試験を為すに我邦 所説は十分玩味し 同國の獄政には通曉せさる所なく リアム、へ 國及外國に於て半世紀間の觀察の結果として千八百七十二年に書を著し意見を述へ して最良のもの 1 ズリンガー氏は和蘭アムステルダムにて監獄副總長とし て之を研究せられんてとを切望するも たるは 疑を容れす余は飽まて此の制の採用せさるへからざるを確信 或る點に於ては有名なる英國のションホ の分房制は假合へ完全無欠といふを得す ワー て殆ど五十年の間獄務に ۴ にも勝る て日く凡そ在監人 の人なり氏 雖も

氏は其 題に關し十分なる觀察と報告をなすの機會を有せり余 時世の 0 所見を以てすれ 好評を受け 木 ワード協會の は凡そ監獄の 或は 有力なる人士の資成を得と雖も其の本來の性質根 主幹に語て曰く余は犯罪を滅却する 目的を達せんと欲せは分房制を措て他に其方法あるを見す各種の か家屋の諸室は實に斯道に關する書籍を以 か為め殆ど宇世紀を積務に從事 本的 0 欠點 より 遂に 失敗を て充たさ L 此問

す是れ

か五

十年

間の

經驗上得たる所の動す

へからさる断案なりと

企圖 上及宗教上の さるも 雑居制を評するの を爲し又委員を外國に の薫陶に敵す ウワ なく結局最良の獄制は各四人を一切離隔し之と同時に規則正しき作業を科 教育を勸め訪問を頻々にし且 × 言に日く一人の僧侶か くもあらす如此き監 の大監獄に於て囚徒を大小 派遣 して各國の制度を調査せしめたりし 獄 日々屋外の空氣を呼吸せしむるに在りどの断定に歸し は真に 僅々一時間内外の宗教々誨は以て多數の而かも 團体に區分し或は分房雜居の 犯罪の學校に て幼年 か其結果は衆員皆一致して分房 N に於て特に其弊を見る 折衷制を設くる L 籍の 間断なき罪悪 たり の利 讀學 R なる 3 問

五

第

矯正図書館

說

年に至りリッチモンド公の盡力に依りサッセックスのホースマン監獄を改築し英國に於て始て眞正の分房 英國に分房制の效用に付議論ありしは和蘭及白耳義よりも其時代早し然るに其の議論の二國よりも後れ決 したるは畢竟當時の論者か積極消極ともに極端に走りたるに坐するものかりミッド ファー クシャイア等諸州の行政官及リッチモンド公ショーシ、ボール、バート、キングスミル、フィー ル ド、メリー、アドセッド等有數の土は皆熱心に分房制の採用を主張したりしが千七百七十五 ルセックス、サセック ルド

入者ありたるのみなりとあり以て其効果の 於ては再三入獄する者引きも切らさりしが分房制を採用して以來最初十二年の間に於て只た僅に一人の再於ては再三入獄する者引きも切らさりしが分房制を採用して以來最初十二年の間に於て只た僅に一人の再 制を採用せり然るに此の新組織に伴ひ 直に著しき効果を生せり同典獄の報告によれれ從前雑居制のときに 如何に大なるやを見るに足らん

ションクレー氏はプレストン監獄に於て多年敦誨事務に從事したるの人にして分房制の利害に關し尤も公

ものとすれは社會全体より見るときは他の組織より遙に廉なるものなりと云はさるへからすと 正するの方法に關して如何に多くの資金を投するも猶利益あり而して分房制は此の目的に向て最も有効の 罪犯を矯正するの必要を論して曰く一人の盗賊か社會を害する一ケ年平均百五十磅に相當す然らは之を矯 頻望を抱きしは囚人相互の汚染を遮り答自に能く省慮せしむるに在り云々而して氏は社會經濟上の點 之を重んする所以は其の囚人を善に導くに便なるか故なり氏の子息か氏の傳記に書して曰く氏か分房制に 是れ此制をして世の非難を蒙らしむる所以なりクレー氏の如きは真に分房制の何たるを知るもの 平なる識見を有する一人なり凡そ分房制を説くもの往々只た之を閉居獨坐せしむるを以て足れりと思惟す なり氏の より

此の外僧正ウラトーン或はエリザベス、フライ夫人の如き皆外しく獄事に從ひ斯道に 最も功 蹟あるの人な り而して其言ふ所皆分房制の利を唱 著者と交通せしむるは夫人の最良とでし監禁法かりと讀者能く此の簡單なる言語の意義を玩味せは盖し思 へさるものなしフライ夫人の二女か其傳に書して日く不善者と離隔し

監 獄 年に過くるものあらん

(未完)

在伯林小河氏より監獄課員宛の書翰

に變す其氣まくれの甚しきこと詩あり以て之を証すへし と思へは雪か降り朝に暖爐を焚くの必要ありて夕へに室を開て凉を取るの苦熱を威す冬景一日にして夏景 拜啓時下益々御清康奉慶賀侯我國にては變り易すると秋の空に譬有之侯處所換はれは天趣亦た同しからす にては四月今日の時候を以て人の心の顧み難らに比喩致し居り申候忽ちにして曇り忽ちして晴れ雨か

羅馬王にも喩へなん 卯月の空は定めなし

あすともなれは きのふはきのふ

氣隨氣儘に何事も 白鷺の雪ともなれや けふはけふ 昔し語りの専制の

怒れるときは冬となり

卯月の空は定めなし 喜ふときは夏となり

幸に頑健罷在倭間御放念可被下倭本年は典獄會議の御催き可有之筈の由承はり候處定めて御盛會の義と存 歐米監獄要錄

Ŧi.

監獄雑誌

矯正図書館

Ŧi.

歐米監獄要錄

すことは夢想も及はさる所に候得共我れに愚龍の備へあれは彼にまた樂毅の奇術あり逃走事件の新聞紙上 **富地到る處の監獄一見して先つ感する所は構造の堅牢なると警備の嚴重なるに有之是れ囚徒の逃走なと申** 無之候唯た其廉ならさるを悩みとす に出懸け可申積に有之候樂みは旅行にあり馴れて見れは當地に於ける旅行は必便利にて且つ快樂のものは **総當地も當時は『ヲステルン』祭の休暇中に候得共花なき春の殺風景には何の興も** 無し不日地方監獄の巡回

より長期囚の逃走するものあり逃走後數時間を出だすして一使丁の書翰を添へたる一個の紙包を齎らし來 接觸致し申候現に此程の如きも伯林に於ける竪字無比と稱せらるし某監獄(兵備ありて晝夜外構を警衛す) に報道せらるともの稀有にあらす小生の當地に來りてを以來未た一年ならさるに既に前後四五回の事實に

るを攻撃致し居り候得共惡漢其れ自身をして警察の當局者たらしむるに非らさる以上は到底其の魔界の隱 大なる犯罪事件にして其の下手人のまた發現せられさるもの少からす世間にては頻りに警察機關の遅鈍な **随分不器量至極のこと、謂ふへし概して當地に於ける惡漢の滑智は驚くまてに進步致し居り候樣被存候重** るあり受付の官吏披封して之を讀む日く「寄食多年貴監を煩わしたることを深謝す獄衣令我に於て必要な し使丁を介して之を返納す幸に受領あれ」と而して終に其の踪跡を明かにする能わすとは監獄に取りては

尚は同君よりの御懇書拜讀萬謝仕候 言被下度直ちに諸方へ分贈致し申候木名瀕兄法られて羽村兄交はられ候由羽村君の爲めに榮轉を祝し申候 此程佐野氏より東京集治會の寫真數葉惠贈相成り正に落手致し申候若し御面會の御序でも候はで此義御傷 坪井印南二兄御編纂の貴書最早御刊行相成り候事に可有之一本御惠贈の榮を賜らは幸甚の至りに 微を發き盡し候ことは覺束なかるへく候

節は問合せ被下度願上使

長屋典獄より此中書面接手仕候處其前すてに御返書差上置候間多分落手せられ候ことに可有之同氏來省の

右は貴酬旁々御同申上度如此に御座侯御書面等御惠投被下侯節は可 度候宿所は左の通りに候勿々敬具 相成小生宿所へ宛て直接に御發送被下

伯林にて

四月五日

Luisen

Str 63.11 Berlin

Deutschand

河

拜啓輕暖相催候處筆硯益々御清穆奉賀侯次に小生義も不相換無事研學能在候間御休意被下度御地內務大臣

同上三月二十八日附學會へ通信

は當地「モアピート」監獄在勤の會計理事シロスキー氏方に於て同氏が奉職後五十年の紀念祭執行有之なか の交迭を始め其他政變の數々近看の新聞紙にて詳悉致し喜憂萬緒、兎角御國に事勿れと前り居り申候昨 1の盛典にて小生も招待を受け陪席致し申候同氏の略騰を聽くに年、十七にして始めて國務に服し爾 郵務等の諸官衙に歴仕して今より三十六年前、獄務に轉じ曾計理事たること既に三十年、デモアビ

は内務大臣より氏の功等を表彰するが爲めに監獄理事長(副典獄に髣髴たる官位なり)の榮位を授與 翁なるを信する能は

す況んや清容壯姿、斯の劇務に服して些の後色なさに於てをや。紀念祭執行の當日に 本色を備ふ然れ ども人と為り快濶洒落にして能く談じ善く譲す、其談謔を聞く者殆んど氏の七十に近き老 なること驚くべく老眼の注ぐ所、一點宇書の誤錯あるを容さず説々として爭ふ所真に先天的會計東たるの

事務に老練なるは固より其所なりと雖必も而かも事に當りて精細緻密

監獄雑誌

七

卷

第

£i.

號

歐米監獄要錄

第7巻

第5号

ト」に在職すること玆に十七年、

監獄雑誌

五

歐米監隸要錄

卷

矯正図書館

之後任者の撰擇には一層の注意を用ひ終に右のショスキー氏に落札致したる趣に御座僕氏は故ゼーバッハ 奔し終に踪跡を知る能はず多分亞米利加にでも渡航したるならんとのこと)の罪にて発職せられ候由に有 候聞く所に據れば「モアピート」に於ける會計理事の前任者は官金持逃(本金庫より二万馬克受取り其體失 奉職紀念祭をば執行する様なる人多く有之候樣致し度きものに有之祝典に陪して無限の感情を惹き起し 意を表す小生は典獄及び理事諸氏と協議して各自の名を彫刻したる美麗の掛時計を調製せしめて之れに 總監は時に代理 頭の白いのみが褒めた咄にも無之候得共どうか我國にても斯業の僚友社會に二十五年乃至は五十年 者を遣はして賀詞を述べしめ典獄を始め看守傭員等に至るまで各々相 當の物品を聞りて祝

達を遮斷せらるトの弊も少なき質況に有之年度更改の今日に於て「モアピート」にても用度理事 に優渥なることに候間老朽と知りつトイツ迄も現給に戀々する必要も無之存外、老物の爲めに少壯者の榮 て罷発せらる、などのこと決して無之官吏に取りては誠に安心のことに候恩給なども我國に比すれば遙 位置は終身官のことに候間懲戒條例に觸れざるの限り又は自己の請願にあらさるの限りは一時の御都合に 先生と同郷の縁故にて格別の親変ありし由にて時々故師の道懐談致し申侯 當時は年度更改の期にて監獄社會にも大分、 轉発補任の沙汰頻々と之有申候當地に於ける高等監獄官吏の たる某氏け

つ又轉任に就ては旅費日富の外官位並に距離相當の移轉料を官給致し申候ことに有之轉任の頻々なる我國 國と事情を異にするの點は當地に在つては辭合の領手と赴任の時期までには其間少くも三週間 地方典獄に試補の某氏は地方監獄の工業理事に何れも榮進して不日赴任の筈に御坐候轉任に就き少しく我 などに於ては別してド 現官の儘事務に服し傍ら赴任の準備に着手致し居り申候に由り公私共餘程都合善る樣見受け申候且 辭令の筆法も亦た來る何月何日より某監獄何官に叙すと認め有之候間叙任時期の來るまでの間は ヲカ此邊に少しく省察あり度さものに存候 餘の猶豫の

の至りに候像は後便に譲り今便は是れにて擱筆住候々々敬具 當地本年の議會には司法省所管の經費中 申すてどに倭間隨分壯宏のもの相出來可申と被存倭兎に角朝野とも斯の事業の改良に鋭意熱心なるは欽義 質の内にて一個所の監獄は伯林の郊外に起工可相成筈に有之此經費九百万馬克(凡そ我が四百五十万個)と 一に巨額 0) 監獄新築賈豫算を提出相成候處無事通過致し申候此新築

三月二十八日

洋

Ti 日附學會 へ通信

ことも將來追い 同上四月

も年々幾何の補助金を下附せられ資本は顔なる豊かなるものにて幾千の出獄囚にして苟くも保護の必要あ りを認めたる者は悉く之を敗容するの準備相立ち居り申候該會社にては毎月一回委員の集會有之委員の多 護會社の 可申上積りに有之なか ~ 大規模のものに御坐候伯林に於ては一の中央保護會社有之皇室より 一治獄會社の問題に上ばり倭義に可有之當地に於ける 該の 事業の景況は

之申侯へども無論此の事業に冷淡(否な寧ろ非常に熱心なり)なる譯には無之全く司法と 仕候該の會社に於て本年一月以來、 んどの注意より能ごと其の局に直接せざるとと察せられ候委員會には小生も附三度出席審議の 資格を有し居られ候クローチ翁始め內務省附屬の監獄吏員は表面殆んと該の會社に くは司法官及び司法省附屬の監獄官吏にてスタルケ翁は委員長を勤めウ井ルト典獄は幹事長とも云ふべき 三月中旬に至るまでの間 に收容し たる出獄囚は四百八十二人 無關係なる 内務の撞突を が如かり にし

て昨

ナニ

囚及懲治人に對する懲罰を今少しく重くする

品の如きも

Ŧi.

五 號

歐米監獄要錄

年に比すれば七十人餘の増加の由に有之此内四百五人は農業に從事せしめられ候趣農業とは該の會 候處或る委員の

比較的、稍々完全せりと稱する獨逸に於て尙は然り我國に於て將來保護事業を營爲せんと試みるに當つて 罪を犯して一時監獄に入り名を出獄囚に藉りんと試むる者あること即ち是れなり云々」と貫民救助の制の 他に非らず良民の樹口に苦むもの百方、計營して其職業を得るに由なく終に保護會社に頼らんが爲めに微 の郊原に於ける開拓耕耘牧畜等の業を指し候をに候去月の委員會には小生も出席致し 我が保護事業の擴張するに從ひ此に一の弊害の現出せんと否なすでに現出しつゝあるものありと謂ふは

は最も此邊に留意すること必要と被存候○各監獄に於て保護を紹介するに當り囚徒當人の行狀如何を

して之を會社に通知すること勿論に倭へども習慣犯者にても偶發犯者にても其の邊には毫も

頓着なく除然

再犯の恐れむる者にても(勿論紹介書中には再犯の虞あることを明記す)之を紹介致し申候殊に又保護會社

霊し浮がと手を出され様致したきものに倭後略 の事業に對し研究を要するの餘地少からず新たに實行せんとする我國に於ては別して研究の上にも研究を

警害も亦た鬱からざることに有之ツマリ今日までの處保護事業も豫期する程の効能は無之兎に角뽥來、 に於ても偶憂習慣の區別なぐ農業場などに於ては混同收容致し置き候間第二の雑居監獄は此に作られ其の

伯林に於て

先般數年ぶりにて典獄會を開かれたるに就て聞く

を夫々建議上申するもの質に數十件の多さに至りし 此機に乗じ各自多年の經驗上得る所又は希望する所 によれは流石は新道に熱心なる典獄諸君のこと、 か固より互に劣らぬ老練家の見る所期せすして自ら

會に於て之を議すること、 の意見として上申するに如かすとの議起り遂に協議 十七件を建議することに可決せりと謂ふ左れは既に なり結局同會に於て左の

自に特出さんよりは此の際十分協議を遂け寧典獄會 相合するもの甚た多かりしかは斯く同一の事項を各

んと欲す盖し大方諸彦と共に之を研究せんと欲する るしてとなるへしと雖も其結果は固より容易に 意のみ典獄諸君請ふ幸に恕せよ 我輩の鄙見を以て嗚呼かましくも敢て私評を試み 鏡の知るへきにあらす是に於てや聞くかまるに聊 經其筋に於ても定めて鄭重に審議せら 我輩

> てと能はすと雖も余輩の窃に考ふ 許に日本項は文意簡單にして十分に其意を解する 彼等をして卑劣の量見を起さし 食の如き幼者を あらさるか余輩甞て此の事を感する久 或は懲罰の種 懲らしむる所以の道に 類を異にせられ

たしとの趣旨には る所によれ

むるに足るのみ其

あら

し倒へは減 す偶せ

さる所なり 者を故らに重く 决して其宜を得たるものと云ふを得す然れとも幼 るへく又今日の懲割以外に猶適當の途もあるへし 要するに幼者も 他屏禁の如きも幾分か其方法を異にするの必要も 罰せんとするは我輩の解する能は **壯者も同一の方法を以て罰するは**

に属すると警察に属するとを問す今日の有様にて 監獄費所属の器具及拘禁囚の費用を警察費に移す 日く凡そ囚徒の護送に要する費用は其の監獄

は實際國費に属するものなれは之を何れにするも

經濟の點に於て別に支障あることなし又留置場情

警察遞信に係る囚人護送費及警察留置場に備ふる

之を警察に屬せしむると監獄に屬せし

矯正図書館

余輩は當局者の速に本識を採用せられ す而して之を本項の如く警察費に組入るしときは いるとによりて費用の出途を異にするも むものなり 警察監獄ともに非常に手數を省界するの利益あり んてとを望 のにあら

> に法規準則を繁にせんよりは當路者の際切熱心な となしと云ムへからす總て獄事に闘する事は徒ら ては標準に依頼して將來の進歩を妨くるか如きた

二監獄建築標準を指示する事

見甚た望ましき事の如くなれども實際に於ては頗らさるなり然らは則本項建築標準一定の如きは一 とは歐洲諸國に於てる未た確立不動の主義ありと ること尤の勘要なり然りと雖も して獄 十分考究せしむるの範圍を狭くし甚たしきに至り も容易に之を動かすことを得す為に當局者をして もの出るときに設合へ之に勝る所の新案出つと雖 のなからんことを望む何となれは一 る者は常に其改良に注意し荷も一方に偏倚すへ なる良法の發明あるやも計る いふへからす審實驗中に在るものなれは将來如何 提管すべきものにあらす永遠の目的を以て之に當 許に日監獄建築の事は我輩常に最も る難事なるのみならす 事上最大要事たり決て姑息の考を以て之を 我輩は寧輕々に此の如き墨 ~ からす否實務家 凡そ 監獄行 たひ此の如き 留意する所に 政の か た 2

四四人微治人 す と離隔するの法を設くる事 は紅本項の不要なるを見るへし讀者以て如何と為 り只た經費の點及實行上の點に於て十分に之を怠 評に日本項は我輩亦た常に希望 識に付せし 豫め其設計を内申し熟議を經たる後始めて議會の も意を致す所あり爾來建築をなさんとするときは 又曰く監獄建築の事に関しては先般來其筋に於て る考慮をてそ望ましけれ し迷け得るや否やを疑ふ然れども苟も 及 むることに内定せりと聞く果して然ら 刑 事被告人を流車 L 押送の て止 なさる所 時他の乘 為し得る限 75

す是れ獨立業を營むものが國家社會に對する義務 に於ても出來得る限に於て其便を供せさるへ に於て其方法を設くるは最も緊要なり鐵道會社等 から

五看守の撃劔柔術の爲に負傷したる者には給助を良 ふる事 なり

六、看守滿五年以上奉職の者を監獄書記に任用する 之を公務とするときは之によりて負傷したるもの として疑勵否寧强制せられんことを望む而して若 に給助を與ふることにより當然なり只た今日の如 の教習期間を以て満足すへからす我輩は之を公務 武術已に必要なりとせは之を練習する僅々二ヶ月 く强制せすして給助を與ふること盖し難からんか 日巡査看守に武術の必要なるは喋々を要せす

七、特別任用の看守長を試験によらすして監獄書記

何くに在るや我輩をして其判斷に苦ましむ然れど に不便を感すること久し是れ少く獄務に通したる のなりと思考す從來書記の特別任用法なき爲一般 項の甚た必要にして而かも其方法頗る穩當なるも も此事は我輩妓に論するを要せす只た我輩は第七 然るに右二項を同時に可決したるは典獄會の意思 た以看守長となりたる者を採用せんといふにあり に採用し得ること 者の皆知る所なり今更喋々を要せす只看守の職務 かり一は看守より直に書記に採用せんとし一は一 評日右二項は相類するものにして程度に於て稍異

> 八、看守以下定員を一ヶ年据置く事 開くへし我輩切に本議の採用あらんことを望む 験ある人に至りては大に其趣を異にし庶務の智練 と能はす之に反し一たひ看守長となり一両年の經 之を直に採用するときは却て其人の長所を用ゆる たる書記の事務とは全く其性質を異にするを以 法を設くるときは大に有為の司獄官を得るの途を をも得たるものなれは之を書記に採用し得るの方

九、教習中の看守を定員外に置く事 由あることの如くなれども若此趣旨を貨徹せんと 評に日本項は我輩の往々耳にする所にして一應理 治獄上質に必要の制を立てられたるは我輩の尤も なかるへしと信す鍵に看守以下の定員を定められ 輩は双手を擧て本議に賛成するものなり に類々其定員を變更せさるへからす其繁雜實に言 賛同する所なり只た如何せん囚徒の増減あること 評に日本項に関しては殆ど一人の異議を挟むもの ふへからす都曾の大監獄にありて特に然りとす我

第七

五.

さるへからす又二月の教習を終りたる時に於て猶 欲せは滿員のときに於て常に教習生を募集し置か

欠員なきときは直に之を発職せさるへからす

評に日本項は將來內地雜居に至れは大に考慮を要

在監外國人食料を十錢以內に於て支給すると

當

矯正図書館

を支給すつき地方を制限せられたれは假

し満員の時に於て募集し卒業後欠員なきときに於 に置くてどは左まて治獄上影響なるてとと信す但 て而して後募集することしせは之を定員外とする 如きと果して為し得へきことなるや若又欠員あり も定員内とするも其教智期間戒護者の欠員は到底 充すること能はす要するに教習生を定員の内外

 ・在監人の動作時限標準を改正する事即起床並 のことを貧すへきものにあらすと思考す 就幾時刻を一定せす只起床後幾十分に就役し能

は今日例へ幾分の差支あるにもせよ此の如き無益

て退職せしむのる考案ならは別問題なれども我輩

は八特頃に起床するか如き不都合なからんこと勘 要なり 半に起床して四時頃に就寢し十二時に就寢して朝 前後の時間を定むれに敢て不都合なかるへし但夜 に就終特別を地方の適宜に任するも役業時間並其 許に日く經緯度の差其他種々の事情に依り起床並 後幾時間を終て就寢し役業間は幾時間と定むる

十一、看守の宿料を一般に支給する事 許に日く襲に巡査看守に宿料を支給することを得 るの勅令を發せられたるも同時に訓令を以て其之

する所にして軽々に断定すへからさるものなるへ

抑も の速に其跡を総たんことを望む而して之を實行 々に看過すへけんや我輩は此の如き不都合のこと 何せん書記人員不足の為已を得す此に至る是豈輕 精神を無視したるものなりどいはさるを得す只如 るに之を其目的に用ひすして他に流用するは法の 第三課等の に治獄事務に支障を生し終に看守を第一課若く 勅令を以て戒護事務擔當者の數を定められ 事務に使用する地方すら之あるに至る 산

き講論をなするのあるに至らしめたるは今日の 分房制を十分に行ふに至れは盆増員の必要を見る なしといふものあれども我輩同意する能はす特に 少に依り相當の比例を以て增減するを亦必要なる 海師たるもの幾分か其責を引さるべからす**教 最は其暴論に驚かさるを得す然れとも苟も此の如** へし因に謂ふ或論者は教誨師の不必要を説けり我 へし或は歌誨師の如きは別に定員を設くるの必要

り好きはなし次に監獄醫教誨師の如きも囚員の多 んと欲せは先の囚員に依り書記の定員を定むるよ

> 關せん我輩は典獄諸君と共に當局者の一考を希ふ を支給するは當然のことにして何そ地方の如何に 其居所を制限する以上は之に對する費用は特に之 を監獄の周圍に制限すること勘要なり而して既に さるものにして其居所の如きも監署と甚たしき隔 供するを以て至當とすれども已を得すんは其居所 絶せしひべきものにあらす出來得へくんは官舎を のは仮合へ退臨後と雖も全く自田に運動するを得 の在る可を詳にせず凡を看守の如き職務に在るも 此の如き制限を爲すの必要ありや我輩は其の趣旨 とするも到底之を與ふることを得さるなり果して 會等に於て之を支給せんとの决議を爲すことあり のなり

十二、女盛取締の定員を増加すること 人以上とせられんとを望む 故あるときは忽ち支障を生すへし我輩は少くも三 **評に日女監取締の最低人員は二人なり故に一人事**

十三、書記幷に監獄醫教誨師の定員を囚員によりて 許に日監獄書配に開しては未た定員の設あらす為 定むる事

十五、囚人を傳染病者の看護夫に使役し其病毒に感 染し死亡したるものく遺族に相當の手當を給する すること能はす然れとも本項を決するには外國下 許日是れ人情當然の事たり然れとも未た始より の法を散くること 等社會の事情を十分明にしたる上に於てせさる人 からさるものなれは姑く歌して後日を俟つ し我輩は全然邦人同様に取扱ふへしとは遮に斷言

十六、看守の冬服を羅紗地となすと 許日巡査着守は尤も威嚴を保しめさるへからす威 嚴は多く姿勢と服装によりて輕重あり荷も他人を

制御するの職業に在る者にして小使に等しる衣服

染病看護夫に使役せさるの勝れるに如かす

となしとするも各地方の政務に與る人士は何を慈 を纒ふ輕侮を招かさらんと欲するも得へけんや特 に関するものなれは政府は容易に之を强制するこ に將來外人雜居の曉に至らは或は將て國家の威嚴 若くは地方の名譽にも関するに至るへし只事經費

十七、監獄官吏にして傳染病者豫防救治に從事せし

五

定員合の必要生じ又其俸給の範圍に至る迄其

五

に從事せしむるより急をるものはなかる

し從て

同一の

何を識認せんには同一率の割合を以て

与背質與等は檢疫委員同樣國庫費より下付す 28

きてとは 下日 にするは畢竟法の不備に歸するものなる あるを見す而かも其手當賞與等に闘する規定を 於てすると監獄 に暑熱に向ひ悪疫流行の時機正に近く此の如するは畢竟法の不備に歸するものなるへし時 日凡そ傳染病 へさるなり 日本 速に 以外に於てすると毫も 0 其方法を設けら 豫防救治に從事するは監獄 れんこと希望 其異なる

典獄路問會は四月十 0 以 6 讀者は既に一讀せられたるならん、 て閉 K 知 5 會せられ 諮問 たる事文け本誌前號の紙上 蔵の事項にして幸に諮問事項に符合せ一讀せられたるならん、然れば余輩は たり、諮問の 項と云 六日を以 かに 事項、議事 開會せら 12 1 揭 0) n

模様は予

L

たれ

Ŧi.

月

四

H

d

下 3 12 \$ 蛇足ならざるのみならす或は至幸にも當局者の 費することあらんかとも信するの餘り の否 んと欲す讀者幸に其 2 な大 差なきものと始らく即了し以 問事項に付余輩の所信を述ふるは又強 意を諒せられ んてとを望 漸次登載 て本競以

せば至 るべしとは余輩 とも今日本間の諮問會に提出せられたる理由 釋にして當局者又皆爾かく解釋せるが如し是れ 然廢止に関したるものなりこの見解は法令自然の 記看守長に對する本合の規程は時勢の變遷に たる 極刻下 か如き事質あり況んや看守以上の官吏たる 0 好 の想像する所にして、果 問題として余輩は之を迎へ して んと欲 の一た 然り 少 (A 自 3 1

する、 あれ其他進ては國の法を議し、行政側 監獄官になれ警察官になれ、 將た他 の凡 体の諸務を論 ての 官吏

る法 せるもの多さか如し殊に監獄官の如き、 の如きは殆んを同一様の行務に属すもるにして監獄 以て根據とすへきやと云ふに囚人の多少及び 官警察官其人の能不能、賢不省を鑑視し あらざるより(事務の繁閑は第二とせり)其率を算出 に屬する人口に其標準を採るの外、殆んと他 上の議員に至る皆其員數に關する標準は何を 上は國會より下も、 一町一村の自治に参與す 及ひ 將た警察官 に其詮 所管內 事務の

明治十四年 內務省達司獄官設置程度 なる

るもの 度合は十數年前の内務省達に過きすし T **廿八號及仝二十七年勅令第四號看守以下定員令の發** 0 の看守其他に關する定員合すら勅令を以て改正 如とき未た明文を以て改正廢止せられざるもの 布に依て當然改正せられたるものなること寔とに明 尠なにきあらざか如し さくるより自然廢止の姿に立ち到れるもの等決し 改正發布あるにも物はらす其改正せられざる事 る結果に依り當然廢止に屬するものあり或は一部 せらるへきものしみにあらざるは勿論世の變遷に依は種々の手續ありて明かに則文を以て之を改正廢止 り又は同 との法令は余輩未た之を知らすと難 なる は今日殆んと其存廢如何を一概に判斷すべからさ 如きも或る一部は正しく ては依然其効力を存績せるもあり或は女時世の許 あり然れとも余輩を以て之を見れは該設 事質なりと雖必も書記看守長に關する部分の 一又は類似の法合にして後日發布せられ 看守長定員に關する件 何と云ふに今日に至る迄之を廢止 彼の司獄官設置程度の合達 明治二十三年勅令第二百 も凡を法の改廢 て翻 令は今 12 項 12 T 0 12

と實行 足を訴 通覚するもの U き固守の外しき今日に至るあるは實に監獄の 者即ち府縣知事か配置したる定員及俸給額 度にして尚未た明かに廢止せられざるにも る監獄書記、看守長の定員に至つては昔日 るを要せざるなり然らざれは即ち何を以て冗員を淘 にして至極正鵠を得たるものなることは今更に辨す さに集治監看守の定員令を發布せら 法し成績の擧かるを期せんや、然るに看守の上官 献に迄本合を施行せらるしととなり、 たる 合に其の人に豊かなるにも拘はらすて縣は常に不 へき事にして從て甲乙常に其軌を一にせす 令を實施することしなれるは事質の證 の内に就ても看守以下女監取締押 のあり各其戒務に格勤競争せし 人員は不足を訴へつしあるは忽も府縣の 8 より見るも監獄は常に割合に俸給は削 區々なるは要するに書記看守長の定員を冊定 へ監督官に要求すれは監督官又冷然たるか如 の効力なきものとして採て標準とせす 0 存せざるの罪にあらざるはなし又從來の 1憂ふる所にして將に爭ふ Us 今日は 丁等に至る 0 明する 方 0 0) 甲府は 為め 内に就 拘殆ん 設置程 唯當局 12 惜 12

より之を見るも假台刑事

か如き弊なさか此所杞憂なさ能はす、況んや從來遺

看守の如き押丁の如き幾分か之に斟酌を加ふ

の悪事偶し行はるし者あるに於てをや、

する

矯正図書館

ち書記計

0

事務に膺らし

むる變例は断して之を廢

りとせは如何なる標準に依り此定員令を編製するの 、斯くの如く既に書記看守長に就て定員令の必要あ さも又其の標準に依るへきものかると知る 置せらるくどの 事實に は斯道の遺 れより 彼の巡査の し酸に 以上に屬する書記看守長に此定員合かる 右の如く 事にしあれは之か上官たる警部の如 如きも略其人口を定率とし定員を配 して是れ本間の必要ある所以なら 看守以下に就て既に定員合わ へきなり

たる

總体の

定員の上より之を算出すれは書記は在監

他に

聊の支障あらさるなり去れは當局者速かに果断

間は甚たしき異同わりと雖る全國を通し

n 各府縣の

必要ありやど云ムに本年一月調の現在定員表に依れ

置く とするも今日以後少くとも一名以上の専任監獄醫を るは余輩の遺憾とする所にして今日迄は止むを得す 所謂經費等の制限するあり、斷行を敢てする能はざ 是は從來小監獄支署等に在り **斥せざるべからざるなり聊か** 質にして當局者風に其不可を認むるものなりと雖も 及之を改むるの方法 の道を開かれんこと只經費支辨の一途あるのみ 監獄醫を病院に囑托しある監獄醫務の成績如何 ては徃々在り來りし 付言すし

爲すものあり已決囚にも差入を許しては如何を予鑑 とにして、手輩は一點の疑慮なきを信す然るに説を 一切之を峻拒して許ざれざるは至極條理を得たるこ 囚の れは既決囚に對する差入物は差入物許否に就て

何となす尙終りに臨み看守長看守を以て戒護以外即 合を以てし書記は百人に付一名は是非之を定置せら 長の定員合は少くとも在監人百五十人に一名位の割 んてとを我當局者に職告せんと欲す讀者果して如 輩の希望は一層飛護の實を學けしむる為め看守 現行監獄則の明文に由れ

の定員合設定の標準として参看して可なるへきか 二百名に一名となり居れり去れは舊合は先以て今後 置程度に對比するに書記は百五十人に一名看守長は 三十三人に付き一人の割合に當れり之を舊司獄官設 人百三十七人に付き一人の割合にして看守長は二百

ざる

なり

普及の事を謀るか如きは殆んと識者を待て後に知ら 醫療上の事は姑らく措くも如斯して而して監獄衛生 に其不便且不都合を列擧するの要を見ざるかり善し 勇决ありて可なり而して實際の情況如何の如きは楚

をして之を云はしめは實に謂はれなき事と云ふべ

鐵窓の 味を味ふか如きは自 きものとの悪隔將た貧者の嫉惡は如何許りそや、 るのみ、然るに今日の如くせは身分ある者と身分な の民を以て遇すへきも 避に觸れ犯罪の嫌疑あるのみに過きざれは無垢善良 して社會と其居を隔離し有司の 相違なかるへしと雖も荷も既に法律上の被嫌疑者と た罪の確定したるものにあらすし 現行監獄則の刑 予輩の平素信する所をして充分技 との規定すら予輩は甚た監獄の紀律に關 禁遏すべきものなること素より法律當然の結果な かれたるものは飲食の自由、 のなることを感得せり、一面には刑事 裡にありなから身に絹布を纏ひ 被告人に限り飲食物の差入 然驕傲の情を抱かしめ又之を戒 のなりどの主旨に出てし者に 取調を要する地位に 動作の自由は當然之 て云は 口に山海の美 係を し法律の忌 被告人は未 及はす を許す

らず寧ろ行刑其ものし摯質を期する上に於いて實に らざるは只た痛苦を感せしむるの意に出てたるにあ か本識を擯くる所以の理由かりとす讀者以て如何と 刑上の紀律何を以て之を保持するを得んや是れ予董 刑罰たる所以を減殺するの念を生せしむるに至り行 譲り囚人に尙は飲食物の差入を許さんが刑罰をして 予輩は確信して敢て或は疑はざるなり假りに一歩を 止むを得ざるの條理と云ふも聊か誣言にあら を進めて既に囚人とならんか右等の自由を許すべか ものと賭て敢て過言にあらざるを信す、然るも一歩 及は差入を許すは彼是經濟を顧慮 して純良無垢の者とし衣服にまれ飲食物にまれ自辨 遇にまれ均しく同一視し同一管束の下に取扱は ム公廨の下に からざるは勿論にして其間に甲乙あるを許すべか ざるなり、然れとも 3 し以上は一切萬 現行監獄則に刑事被告人を目 し寛待に默過せる ざるを

予雅が所見に由れは在監人をして監房及工場等●正坐の美風に就て て正坐を守らし 一は我國古昔以來の農義を正ふし、 むるは紀律保持上唯一の方便とし 且彼等に に放

被告人と雖も既に監獄と云

干

和年額六百圓に過きず之を彼の

現行の

官等及び俸給に依

ひ指定地を除く

の外概して高等官六等以下にして俸

警部長、

收税長に

れは各府縣典獄は集治監及

五

左に辨せんとす に非らす是れ予輩の最も ひるの具として須わらる」ものと想像する論者なる も拘はらす監獄内の正坐は單に囚人に痛苦を んどするにあることは我國の好慣例として認むるに 遺域を威する所なれは聊 感せし カン

少くとも 凡そ坐作、 美風として窓に著人の間に賛美せらるく所に 國風の長所とし 拳動の端嚴 にして秩序正しきは我國古來 て見るへきものなるを して

等は畢竟端坐其もの、罪 對しては多少苦痛を感すべきこと勿論なりと雖も是 と之れあらざるなり にも拘はらす、 夫れ窓に美風のみならす 是れ坐作の謹嚴端坐の良智 の別長幼の序あるより男女風義 の影響を養成したる罪にあらざるはなし児んや からざるは獨り 監房内に於て將た工場に於て正坐を守らしめ 請殺の弊害をして生せしめざらんことを期し 平素禮義 然るに如斯端坐は美風良慣なる 職義の然らしむる所なるのみ にあらすして平素の箕居 12 君臣の 嫻はざる惡漢無賴の徒に 慣に胚胎せざるものは殆 の紊乱せざるも 0 の皆

吏の 定す され も他との比較上、 べからざるものありと雖も、 俸給に差異ある度合等より観察すれは一概に論 11> 監 最も彼我の間に於て社會上の關係 獄の長官たる典獄の俸給及官等 常に低下なるは世人の熟知する所にして從來 俸を説くもの二三の識者に止まらざるな 典獄の 官等低く俸給厚からざるの遺憾詩 官等及俸給に 現に我國に在りて 就 の歐米文明 及び一般官

監獄 責に於ても双方の間に軒 響部長、收税長と均しく 素より の位他 事 4 7 し之れか説明の材料となるんかなれとも是等は 一業の 解に苦むものなり 採るに足らざるのみならず寡ろ是等の論者は 給のみ何故に爾 之を論破せざるべし 何ものたるを了得せざるものとして予 尚は判任官たりし既徃七八年前の 71> 3 , 軽なきにも拘はらす獨り官 一官衙の長官として將た職 斯~云は」説者或は府縣 懸隔あるや予輩は平素之 時代

> しひるの具と高す云々との想像は予輩断して之を探 要之に監獄内 疑はざるなり 之を保持せしめざるべからざる者なることを信し しく 質に火を睹るより明なる事實にして予輩は彼の甚た 隨て生し監獄の紀律は得 斯る説をして他日勢力を得せしむるわらんから 素より小 等に行はる、立體等の例を引き云々 も是等は採用すべからざるの愚論にして或は小 如く想像を懐くものなきにあらざるか如し、 正坐は痛苦を感せしむるの方法として順行するか に足らんや、然るに此頃説を爲すものあり監獄内 之を許可して可なり何を端坐を執拗するの愚を學 に堪へざる者あらは宜しく該作業に應したる動作は 精神にならざるべし作業の性質苟も衛生を害し端坐 むと雖 併せて し、去れとも如何なる場合如何なる作業 衛生を害する的の作業を除 も之を破るべからざるかと云ふに決して去る 夏風 學校と同視すべきるのにあらざるは勿論 俗に慣 の正坐は彼れ在監人をして痛苦を感せ n しめんとの意に出 て保持すべからざるに至は くの外は正坐は嚴然 すと雖も監 不に從 72 然れ 8 諸弊 獄は 學校 8 0 0

身体自 務の大要にして其枝葉に属するものに至つては姓に にまれ を發揮せしめ改悛の結果を奏せしむる等は、 無頼の徒を一監舎の下に格禁し不眠不休能く其僚屬 惡獰猛にして前日まで社會を茶毒し良民を殘害せし ものを舉くれは無量二三千名内外にも重んとする兇 なる責任を有するものにして其形而下のみに屬する 然り而して其職務上の責任より論下するに實に重大 きざるものと云ふに予報は断言を憚からざるなり。 言へは各縣典獄の官等及俸給は在りと在らゆる高等 て僅に指定地郡長と匹敵し得へきのみ、倚之を詳く に比較せば普通郡長と同班にして指定地の典獄にし に甚しきものあり、去れは退て之を地方高等官俸給 池の兩集治監を除くの外は其前兩者に及ざること實 地典獄の俸給に對照せんに僅に北海道集治監東京三 始んと其半額に過きざるなり然り之を集治監 するに實に低下 中最下班にあるものにして質に最低の俸給額に 、激酶になれ、 由を制限するを主とし形而上に在つては作業 し拘禁の目的に反せざる範圍に於て彼徒輩の の地位にあるものにして体給の 教育になれ彼等を刺衝し良心 及指定

なさにあらず、現に全しく地方高等官の内に

就ても

も執務上に寸隙の餘地を與よ

二十五

七

の希望也、

本稿を草す

他に轉するの

比

較上及

有為

0

せし るか如き観 きすし の為め最も惜 文け安全ならすして却て甚た前途失望の位地に陷る 興獄即ち集治監に典獄となるも位地の高き丈け夫 羅由し集治監典獄の位地を占むるの途(任官資格)昨 に献身的熱心家ありて年俸六百圓の典獄ゟ指定地を 又は他官に轉するもの多さか如し、 日此濟々たる有為の士をして久しく るの 給の低廉なるより勢以監獄の なる有為の典獄其人を要するの時機なるに於てを 家にして偶々典獄の任に就くありと雖も其官等及俸 天地は改善事業の道程中に在りて學識に經驗に豊富 なるも之に譲るなきを信す、況んや今日以後監獄の 本然の職務は彼の警部長收税長等に比し寧ろ煩且難 く其任に堪へんや、故に予憲は云はんと欲す、典獄 るとなく めんと情に於て忍ふべからざる者あり假合斯道 餘地なさより 然るを今日之を賦止せんか荷も有為の壯 開かれ て容易の業にあらざるは勿論又良し此最高等 質に格動精勵 想あるは今日吾人の認むる所にして たりとするも集治監は實に數ケ所に過 昨の典獄も今日 の士にからざるよりは奚ぞ館 天地に於て 轉し 監獄社會に跼蹐 然れども是れ て郡長となり 驥足を伸 年博識 n 今

むへき事なりと信す ことは教習規則に云よの任に當り養成せられ 去り迚数習の るは今日の釈况にして止むを得さる事情なりと雖も 長又は先輩の看守か教官を代理し居る向きもありと へき事柄にあらす若し教官事故あらば典獄自ら教訓 習所の現場に就き一見するときは肩書の役員教官各 見るとさは組織立派なれとも偖其實際に 期限を短縮し且つ教習所長及教官は表然有力 々本務多忙なりとて多分不在勝にて代ゆるに 書記又は看守長を以て之に充て職員録の 來追々教習方を省略し或は又種々の名を附して教習 看守教習所規則は已に一定の調合あるに拘はら 此繁雜 買況かれは典獄の職務俸を高め警部長、收稅長等と 人物は得易らす偶々之あるも忽ち去り 要之に現時各典獄の俸給及官等に他との く何れ 也 一の待遇に敗められんと予輩か刻下 當局有司幸に三省せられんとを聊か なる劇粉に の監獄に於ても吏員少數にして常務 看守教習の方法に就 事極めて樞要に屬し決して忽諸に 酬る女け厚からざるな勢い

就ら 肩

即ち教

繁多な

附す

看守部

書に

依

の監獄

ず近

は甚た斯 の下 富らしめよ必す 質質力を看破し面 遇の趣旨を賞 するを最も便利なりとす 看守の て・用 班を見る最も緻密を加へ行務上所謂個人的の待 人と為りを看破する 道の為め然る かんとなら t ケ月 大に効果あること疑 て適當 9 の配置 式的に ば宜しく先つ看守 からさることなり 12 は教習 を以て彼れ U なし むるか如き 内に於 囚徒等 然り 其人の性 抑も上司 迁な Ifi 0 12

先導と云ふに、

止いか

監 獄 就 諍

容貌教誨

云ふ敢 を着し天然の容儀を亂すに非す 即ち容儀にして僧侶儒者等各自 を以て形面上の感化を爲すを云 て錦繪綾羅の美服を着し或は强て 只だ形 天然 面下 例外 の容 の異 儀を 0 風

辯に悪 河 12 0 舌頭を弄し聽者をして噂々 巧言あり説に驚人 愛知縣監獄教 海師 の卓 **準々然として壁** 田田 大 虞"理

3

も恬として自己の容

儀を省みず

傲慢の容貌なけ

五

を せ 然らし を全ふすと云ムベ 0 h T 否やを知らず り我は智 可らず然 教誨師に 古言に云く物に本末 所に巡遊し親し となれ 一末の 責あるとを知ざるあり工 知らざる可らず然るに言語の責あるを知 に軽躁無實の空論を吐き拙劣卑賤 の最大要素たる 爾來實地に ひるは 誨師は言語 て顧慮一番するい念なく我は天下 徳兼備の教師なりと誇稱す 細技にして歌誨師の本分を全点 1 L れとも之れ 懸河 て懸河の 幸を く實況を 0 大方の先輩に規す の貴 12 の本 以て明治廿 き敷余淺 おるを以て足りと為す可らず辮なかる可らず驚人の説なか あらず雨 驚人の説なるも あるを知らは容貌 領に 視察し 場を巡視し監房を巡回す 學早 に終始ありと して其の 有九 3 12 漸く 賤にして其の然る 年 三の の舌 のは見來 某月某夜夢に 本分を盡 カン 0 人を視 頭を弄 し職責を書 夫れ らず故を以 所以を了 0 0) 3 B あ n 6 容貌 師 3 9 3 L ば 職 頑 悟 な 3 何

りて温厚着實

L

T

あ

2 2

3

可く

儀

あ

う

則を退るあ

れは不遜の

ば卑屈の擧動あり軽躁の容止なけ

十七

K

宏

孟子に所に 酶の本旨 るを知 人をして敬慕 2 謂みるを にして教誨師にして暫くも欠く て容貌 の念を感起せしめざるは言語の激誨あ 一見人 の教 かなり をし 誨を忘る て厭忌の情を起さしめ 化すっ しを以てなり之れ本を 80 之のれの 即ち容貌 ざる 一望

> 獨立 ば

の高

尚尊

大なる

政府

8

既に見るあ

つて判任待遇の局面を審

可ら

を正 進み自から俗氣を洗除して清凉の境域に入るの念を 運べば虚飾偽善の在囚も容儀を改め惰心を翻し虚偽 る智徳兼備の活働教誨師一回足を工場に確信し献身倒職を自己の本分と是認する 大要素なり温厚着質にし 邪心を脱して飯善の正路に向ひ復性の大道に て罪囚威化を自己の天職と 回足を工場に移し監房に 天眞爛熳た

人あり云はん今日の如く海給冷遇にして熱誠なる智 救済多望の正情を惹起せしむるは即ち容貌教誨なり ざるが如く絶望海狸に沈淪する幾千の虚偽者をし すや田者みな其の畔を譲り河濱に陶するや器苦嶽せ 生せしむるは乃ち容貌激誨にして恰も舜の 歴山に耕 τ

を知らざる者と云は人何んとなれば激誨師は品格 求るが如く終に得 徳兼備の恰好的人物を得んと欲するは木に線で魚を なる这外の道人にして所謂天衛を以て世に立つも べからずと電何んの言ぞや師は言

8

さる洵とに 遺憾なる次第なり

支配下に属すと雖とも優美卓越神聖なる天職を司と

精神動力素養の存在する處にして其職や所謂典獄の

擧の陸撲者として我斯道界に赫々たる聲譽を博した ぼり就中出藍の名説として東京の福澤君大阪の洋々 回顧すれ 散士三池集治監の江村君と都合三氏は此名譽ある廃 脚策を齎らし汎く斯道の識者に金玉の卓 **趣をして有効ならしむるの方法)と題し** たり が惜哉其百三十有餘通の中に第一等の撰に入り しが當 ば一昨年臘月監獄協會に於ては 特案外にも百三十有餘通の多數に 説を募集せ て懸賞の 0

前途に就き教誨に於ける一二無價值 1 卓説に對し 輩又其肯綮を渉獵するの明に乏しく如何んぞ諸君の に至りては或は軒軽なきが如くに見受けられたり余 未た容易に首肯する能はざるも 右三氏の説に服從するるや否やの點 で一點の批難を試むる能はすと雖とも素 (1) を積文 あり姓に監獄 12 文字を臆列 至りては余 0

3.

譲純朴の良民と為さんとは嗚呼教誨師

たるものし

感化誘導し無用害人國家の蠢毒をして有用利國禮

も其論鉾の多少異色からにあらざるも其

大体の旨意

しものなく何れも皆二等以下にして且つ以下と雖と

は多數 一囚徒より大は監獄全體の囚徒 囚徒に於ける 精 神 上の に對 府 12 する ~

五

て貴重なる餘白を借り鴻湖

0

尊服

さん

とす請

3

諒せられん

てとを

を盡す やな、を・の・夫・ぞし 然 る、以、燭・れ・自*不 れは、て、慢・激、か 方有為の師に 暇あ ni て機、教・海の つて他事に關せん乞師活眼を開ひ は無上の妙技と無上の な 一の 囚徒を して な 声師 は 誠實熱心 い のみ 點笑して去る余一日の閑を得て すべう責任と移むべき本分とを盡すのみ何の ば何だ薄給冷遇を問はん退子云く 一行で彼の任を問いんと嗚呼吾人は唯だ吾ので彼の任を問はん退子云く我は我が任 位に堕落するの す請 有為の師指疵に各なる勿 質位に位するの本性に 甚らや 地位に立たしむ 言と 濃厚 3 、為に、 無言を綴 て自己の 語らん 人ならず と(容 せる 然るを何 脚下 5

監獄教誨

を世に 局者の を勿たすして 観るの點に至 明示するの羅針盤 最苦楚する處にして未た完全なる有効の の治 明 ては又至難中の至難なることは我當 かなりと難とも其實行上著しき効機上要務なることは今更余輩の喋 盛聞れ たるべき當器に接する 方 以法

る重大なる責任を負擔せる極要の職任にして其歌論 善して良民に復歸せしめ以て善因善果の大道を悟了 するの良師たらずんば争てか全國八万の魔軍を退治 清廉潔白の素養を兼備し果斷烱眸自ら博愛を以て任 師たるものし品位は勿論慈仁學識經驗勇氣度量任俠 當し無量の ら欠ぐべからざる機關なり故に教誨師能く其器に該 教誨たる指針的道德心涵養の元素にして治獄上一日 せしむるを得んや盖し教誨師たるものく品位資格は **德識に浴せずんば誰れか優容引導して十善界に止住** し以て獰猛賠詐の術に豊富なる不逞の儕輩を威化遷 終生良民界に没了せしめんとは實に師たるものし 徳望と無限の學識經驗を以て多衆の罪囚

教誨は目 教誨と囚情 力無限ならべからざるさるなり 下 至り 際獄多衆の囚情と其所説教誨の必らす て能く威化奏効の實跡を揚げつしあるや は最も緻密 ては其の總 の関係を有す今日現行の囚人 囚と分類個人特別 を論せ

却て一 500 みんとするもの若干人かある若し夫教誨師にして多 無數 善の目的を達し得べけん盖し 程を洞見 或は鈍愚蠢 んとする 以て或は愛國の思想に寥々たる帝國國躰に相伴わざ や曖昧なる施術不明なる説教の如きは却て迷妄夢想 あり鳴呼恐る歌 海に於ける 0 彼れ 監獄 種子を蒔き彼の凡俗なる説教師 囚情を 0 區別人情 薬變して毒薬となるの --牛を損力 異数の徒を繁殖し 朝診察病因を誤せらん の診察に於ける らず然り し良薬を に抱 の目 看破透見するの する たる 强 一作其行 口的を達 り土地の情况即ち かしむるが如 知知 0 注射 個人の關係親族の繁累犯行及 て教誨 が如く す 9 3 て暗 を発 2 0) 感發動 囚情投薬に於ける見病況 明 反應待たずして到る 處 の凡 きは抱腹亦 教誨 々叢裡に異様の 如何なる名醫震樂と雖 なくんば争で W) か其効能なさいみ 一角を矯 つく彼岸 情を 先づ教誨を の囚情に於 言語 が調子違の破聲を 百なる んと欲し 囚人 0) 0 絶倒と云は 4 内に能く 航海に 氣看破破 7> 感化歸 施てさ 観念を ける をし 破洞 び罪 べか なら 74 3 1

なくし

て濫りに教誨の

必要を呼唱し

口に千百の佛

PE 虚

最後とし

如言慈悲博愛の甘露を加味し出獄刑期を再生蘇出

て森嚴なる規箴の裏に洋々

て芽出度健見を誕生せしむるの所期する

經験を

8 0

明

して

後ちに其方法を講

じ所

たる春風

0

0

强弱精

0

鋭鈍等は

\$ 50

せしものなるを疑はさるなり進んて來たるものを

明にして且つ囚情の透見に不能なるもの多名に原因

くは易く嫌忌するものをして透導理會せしめんと

則ち熱心は熱心なりと雖とも大体塵世の観察力に

又教誨師其人を得ざると監獄思想の

不充分なる

ろしきを得ざると且

つ報酬の厚薄等も一因なりと雕

~待遇其宜

顕著なる奏効を見ざるは教誨師たるもの

ず概し

して我日

本に

平等なる

観察を下

たすに今日以前の教誨にして未だ

於ける處の監獄教誨の全体をし

t た

探るのみ盖し何れ

の府縣を問はず

何れの て其活

都鄙を別 用の手段を

即ち彼れ等囚徒の自然の信仰に由

一の如きわ

敗後せしむるの域に到達するに至らば彼の宗教道義

之れを方法の一助として應用し其必要

は唯だ其能力に依りて能く囚情を觀察洞

明して感

化

3

0

仰ぐと雖ども些の益する處あるなし歌誨師たる

たる 30 なり故に從來の歌誨は必竟儀式的歌誨に過きずし ざるの 緊留 方法と確平不振 た教誨師たるの本領を以 職務的教誨師あることを自 叉衆誨師自からも自 た其肯綮を得て奇 給せざると又は 催るべき無頼漢 一威化の の資格に欠ぐる態あるに歸因せずんばあら 甚だ掛少なる の教 為し + 夜省歸善せし 3 てをや故に其方法を案出するに汲々とし を専門の職務として有益の方法を講じ況んや つらある ~海 は 如 處に L を講し th 何とい 17 か 0 る精神上の治獄界なることを解せ 定の教誨師を雇 ば教 むる 目的を以て强情 力当 0 機に投合して目的を達せんとする の餓鬼道 如きは 如 にして一定の教誨師を置 奮的自任的教誨師にあらすし 眼前に之れを遷善せしめんとす 海師としる を難と ふに稍 L に至らざりしならんか而して て永遠に修身に完全無飲 平たく之れを言へば激誨 K 3 から思も 緑の無賴漢を集合 陰落しつへ 々方法と目 縁なき衆生は度 2 內斯道 **獰惡無縁にして尤** せせるが如 ひ人も許るし 當なる手當 あるものを の雑誌等に 的を緻密に カ> さは ざる て未 * 1 1 V)

侶とし

1

具と為らずんば幸甚なり 却て彼等當面輸心議詐偽善の術に富める囚徒等 歸道求生とか云ふ文字は些か合蓄せざるのみなら 0 若くは監獄署所在地の一地方の各宗僧侶をして一 地方布教使所謂各地方の真宗教社を受待つ處の僧侶 教誨師を求むるの手段にわらずして多くは本願寺の んとするに於てをや又歌誨師手當の薄きが如きも い過ぎざるものにして矯正威化をか悔過遷善と 説数(教誨と云ふよりは一座の説教的法話)を施 情を穿鑿し奇機一髪の間に投合して其利用を試 0 2

となり 未だ以て模範と為し精神上 は進歩の度合比較上多少高き處の地方有り 故に今日 機に到達せざるは必竟自他 ざるの現象にして威化は從に 質に寥々たるは現時の有様にして未た日本全國監獄 カは に利 神界にあらす 乏しき激誨師恰當せる其仁を得さる所以なり 道徳心の の数論と言へをも獄事改良の伴 教誨は比較的に總体獄事の進渉と稍々退 囚徒の脳裡に侵入 涵養は至りて薄弱 して規則 教誨の 界 0) なる 改良を促す して肉体上の懲戒は ことは 本領を支持する えして温々 して感化矯正 疑ムベ に足るも と難ども たる規 0 力 0 主 5 0

矯正図書館

五

り嗟乎前途遼邈なる哉 花なく花ありて月ならか如きは獄事改良の手段とし 形体に耐々花月の光景なくして可ならんや月のりて ら規律の府を以て任する戒護官吏の有るあり精神に て未た規正の本領を得たるものと云ふべからさるな を灑ぎ形体を撿束し動作の畫一を期するか如きは自 懲戒主義よりは睾ろ精神上の威化懲戒に一層の腦漿 世運と相伴はざる時節遅れの乾燥無味なる形体上 百尺竿頭一歩を進めて威化教誨を以て主となし彼の 歩の地位に逡巡せる者の如し時機未だ遅からす (1)

監 獄 牽

は最も潜心注意あるを要す常局者たるもの幸に本 左の如し、予輩語を寄す衛生百般の事は目下上下 書に就て孜々講究する所あれ敢て希望を述よ 付すべからざるは勿論就中傳染病發生時に當つて の鋭意研究する所にして監獄衛生の如きも忽諸に 職せらたる監獄内傳染病療防心得に關する全文は 襲きに典獄諮問會開會の當時內務省衞生局より付

十一監獄内に傳染病患者を發したるとき又は監獄所 禁すること 在地に於て傳染病流行の勢熾なるとさは飲料水盥 は其時々に差入れ醫師に於て其糞尿を檢查す 嗽水は煮沸したるものを與へ生水を用ることを嚴 ~

見を聞くへし 定めて給與すること但工業の勞力及は習慣等に依 り特に分量及度數を増さんとするときは瞬節の 飲料水は仮合煮沸したるものと雖も適富の制限を

十三吏員の内豫防消毒に通するものを選擇し時宜に を以て洗滌すること より之を練習せしめたる上該事務に從はしむるこ

十二前項の場合に於ては飲食器具は熱湯或は冷却湯

十四傳染病に罹るものあるときは監獄所屬の避病含

十五殿屋内より体染病患者發生のときは其殿房の 325 に入れ其疑似症に罹るものは他の在監人と隔離す の在留者も入浴の上 監者は入浴の上清潔なる衣服を管與し之を他の監 居に移し一週日以上他の者と隔離すること但 間潔なる衣服を貸

異すること 隣房

> 毎日必す一名以上の監獄器をして晝夜署内に宿直 監獄內傳染病豫防心得

三寢具は毎三日一回以上終日日光に賜し又は一週乃 一監獄醫は毎日一回以上適宜の方法を以て各在監人 に就き身体の異同を檢診すること せしむること

四被服は少くも一週日毎に洗濯し又は熱流消毒を行 至二週毎に熱流消毒を行ふへし

五飲食物は漬物、燒鹽、燒味噌類を除くの外煮沸した ふっと

六飲料水の蓄器は日々汲干し清潔に掃除すること 七便器及汚穢物洗滌水は直に生石灰又は石灰乳を以 るものを給與すること 糞便の汲取を頻繁にし毎日一回以上糞池及其周圍 て消毒すると

九下水溝、下水溜、塵芥溜等は時々掃除し其跡へ石灰 乳又は生石灰を撒布すること に石灰乳若くは生石灰を撒布すること

十六工場に於て傳染病患者發生したるときは其附近 十虎列刺病赤痢病等の流行時には下痢患者に注意し は五日間使用を中止し嚴重なる消毒掃除を爲する 万一同患者ありたるときは隔離室を設け一切隔離 すること但患者の便器は各自に之を備ふるか若く

患者に觸接若くは近接したる者の被服は總て熱流十八傳染病患者其他隔離せしむへき者の被服臥具及 分を為すると しめ且つ着衣に十分の消毒を施したる上適宜の 者は直に入浴の上淸潔なる衣服を貸與し一週日以 上他の者と隔離せしめ其他の全場者は直に入浴せ の場合に於て患者に觸接若 くは近接した 處

十九患者發生の監房並に其隣房及工場其他に於て發 隔戸を開放して

空氣を通すること 生したる患者の監房は石炭酸水叉は昇汞水を以て 患者に觸接若くは近接したる者の被 拭浄し發生の監房は一週日以上使用を停 消毒をなすこと 止し其

一十患者或は病毒に接近するものは一定の被服を着 一十一患者を乗せたる昇臺其他患者に接近したる器 毒を行ふてと 用せしめ其事務を終へたるときは身躰及被服に消

書に據り消毒を行ふてと

明治二十三年訓令第六六八號傳染病豫防心得

物も

三十三

Ŧī.

第

矯正図書館

康者の男子に在ては髪を無産し女子に在ては湯及

二十二避病舎詰看守及看病者は身躰最も强壯なるも のを以て専任し且つ擔當以外の場所へ可成出入を 避けし むるてと

十三差入買入の食物は確實なる受負 35 及調理方法を指定し監獄署に於て嚴重監督をなす 人を定め

一十四衣類其他の差入物は明治二十三年訓令第六六 八號傳染病豫防心得書に依り適宜の消毒法を行ふ

一十五監外より輸入する工業素品其他の物品は適宜 の消毒を行ふこと

一十六監外より監内に入る者は總て門衛所に於て相 當の檢疫をなすこと

一十七更員以下の家族同居人又は其隣接の家に於て を差止むること 傳染病患者ありたるものあるときは五日以上出勤

二十九近隣に傳染病患者ありし邸宅及傳染病患者の 一十八受付其他に於て外人と頻繁接近するものは時 々消毒を行ふこと

三十新に入監するものは監獄器をして診察せしめ健 多數ある土地へは外役せしめなること

監 獄

第一公平無私にして親切なるもの第二理論よりは貧務に慣れ居る者 第三年齢五十歳以上にして多く賦務に經驗ある者 一典獄たるべき人物を精撰し可成老線の司獄官を用 ゆべし其資格は ●某大宮の言

一典獄は囚人と共に寝食するの覺悟なかるべからす 一典獄の位地を高め且つ終身官で為さしむへし

一典獄に威殿を後にし先つ 徳行を以て囚人 を感化する の質を擧ぐ 1

板垣内務大臣の熱心監獄の事に傾意せらる。は 昨今官民共に了知す 法官目標典獄心終身官と為す答よりと聞けり る處なるが 夫等の結果にや行く ~ は現今の典 獄の位地を高め倫司 ●監獄局を置くの議 ●典獄を終身官と爲す議 (東京新聞)

誰も知るさころにて今回開會する典獄會議にも頗る重きな置き緊要 板垣新内相が權 利問題を重んすると 同時に獻制の寛殿に 注意するは なれば或は明年度同者の新事業費さして概算中に編入するやも知れ 典獄協議會に起り新内相には最も之に蟄成の意を表したりさのこと なし中央に於ける監獄行政の監督なして力あらしめんごの議今回の さころによれば 警保局の一部に屬し居る監獄課を一層擴張して局さ なる諸問題に付ては時々局長課長なして詩問する所ろありしが聞く

に至るべしさの事なり

但刑事被告人にして断髪を承諾せさるものあると 石礆を以て之を洗はしめ且の前に入浴せしめ清潔 さること なる衣服を貨與し一 週日以上在來者と同室せしめ

三十二八監者の携有物品は可成速に熱流消毒を行 三十 を行いたる後之を返付使用せしむること らは女子の例に 一刑事被告人及携帶乳見の衣服は直に熱流消毒 依り之を洗はしむること N

適宜の消毒法を行ふへし 治卅三年訓令第六六八號傳獎病豫防心得 但物品により熱流消毒を行ふへからさるものは明 たる後領置すること 書に據り

三十四避病舎の説備及其管理方は市町村に設置すへ 二十三満期其他により出獄するものは出監の際監獄 き避病院に準すること 際をして診察せしめ傳染病者は總 署に引渡すると て其地の警察官

●地方官會議諮問の事項

日本

保局より出づる事項の重もなるものは 警官練習所再設の件

巡査看守俸給増額の件

等にて事宜に依りては巡査教助金の件も提出する見込なりさ 監獄官吏定員改正の件

(自由)

所新設の醫確定せば之れに關する經費は次期の醫會に提出せらるよ 磐祭官及司獄 官練習所設立の必要な 感じ今回の地方官 會議で同枠の 其結果さして終に今日各府縣に巡査教習所な常設せしむるに至りしも 靈に由縣候爵の内務大臣たるの際流浦至吾氏な警保局長とし小原重報 後は直に臀部及び看守長に採用せしむる答なりさ言へ 給せしめ一は 一般の志願者よう試験 の上練習所に修學 せしめ卒業の の修學期を六 ヶ月三為し各修學中は一人に付一ヶ月六 国の手當を支 試験の上練習所に修學せしめ軽部の修學期を滿一ヶ年 に區別し一は 各府縣より毎年現に奉 職の警部二名及者 守長一名宛な 諮問案を提出 他日内地雑居後の警察制度及監獄制度上に付深く匿る處ありて再ひ 廿六年以來內 務省所轄の国練習所は 廢止せられ居し處 板垣新内相は に獨選より数官を聘して各府縣警察官吏及司禄官吏数替な爲さしめ 明治十七年乃至廿六年に至る迄警官練習所及司獄官練習所を設け特 氏な監獄局長 さして専心我國警察制度及監獄制度の刷 新改良な誤り ◎警部及司獄官練習幷採用法 せしめられし由なるが同諮問案に據れば修學生な二種 (東京新聞) げ帰々右練智 さ為し看守長

〇新内務で監獄制度 り郷制諸家に於げるのみならず駄制問題に就ても最も考察する所な ●獄制問題の一二 内務大臣さして権利問題を呼ばはるからは獨 (日本)

fi.

三十五

論者の一緒が謹で教 な乞ふさなし從來さは遠 ひ遠慮なく申議あらん とな希望す云々又以 て新大臣の意物を伺ふに足 るべし此點に於て新 は内務大臣が各位の 所見を徴するの感念を去り 板垣さ云ふ獄制改正 位の所見に微し以て 究せんさ欲する所な りこ雖も耻らくは余に未 だ如何の方法を以て之 を改良せば治賦の要 を得べきやな詳にする能 はざるものあり幸に各 に向つて関聚醇本就 で曰く余に獄制改良に就 ては進で諸君と共に研 せしめついあるが如き是なり又た同大臣は典 大臣は最も優長な見る めて出席したるが如 き自由薫真なして係約改 正さ慰制の関係を調査 を以て獄舎を巡視せ しが如き一昨日の私立監 獣協會の總會に病な力 にや監獄制改真には 留意するものかの如くに かるべからず死にも 斯制の改良を期せんと欲す然れども踏君よ願く 角にも板垣新内務は構利 獄及び民間獄制研究者 関や即ち入園の翌々日 問題を暖簾さなすが故

云ふ因に記す其職なるは 東北地方にして寛なるは九州 地方なりこ 所屬員をして各壁賦を無通知巡視せしむる事彼の文部省の視學官の 以て響保局の開從線 たちしめず別に監獄局なる 者を新設し以て各共 なしたるが如き蓋し之が爲めなり均しく憲法上の臣民権を有し刑法 剤を執行するに當り てや各監獄寛厳其の度を異 にするもの多し於是 如くせば幾分が其弊を除去するな得んさの議司 は糯々関係する者あ るべしさ難ごもセメテ中央 監獄行政監督事業を 餘人に関する事さは、云へ臣民たる権利の上より 上の規係を犯したる ものにして利害質職を異に するが如きは假ひ利 〇統一問題に就ての議 題なり問題で臣民権 獄制統一の議は喧 し今回の典獄會議が是の問 利の關係斯の如くなるにも 均しく重即なり均しく軽難なり而かも其の 拘らず統一の質なき 獄者間に有力なり 見ば捨て置き難き間 題を以て緊要問題さ 3

め右條學中は一人に付毎月六 間を給し又は一般志願 者を試験して練 宛か毎年各府縣より選 拔して参部は一筒年看守長は六箇月 修學せし 資せんが ため練習所を設けて一は現に奉職中の 警部二名看守長一名 ありしさ云ふ 又一昨日より昨日に亘りて地方官 倉職に議題となりし る困難 に付之な断行せんには其俸給な 國庫支辨させられたしさ云に 部及屬官さの権 衡を得す又地方税の經濟上に於ても此增 給は實行頗 ざるに巡査 看守は被服を官費に仰げば是等 にのみ増給するは低給警 之より更に低給の屬 官己雖も其給額中より被服を自 辨せざるべから の意見は鑑査看守の増給固より可なれども警部は十二個の者も又た に記せし如く 今回地方官會議に諮問せられたる看守巡查場 給の件さ 十五回までに増給するとな 得るとに改定せんさの 職あり前続の本紙 一面宛の 差等を置きて五級さなし年功昇級も 其動績年限を五年に短 なるな以て内務に於ては今の俸給令を改正して十二個より八個まで 給するを得るもの是現時の規定なれざも其職分に對してけ頗る漆給 稼せるものは十二 間、絹十二年以上勤繚せるものは十五 質以上な支 智所に入學 せしめ卒業の後は警部者守 長に採用するの案なる由 等官司獄官練習所設置 の件は内地雑居以往の警察及監獄 制度改良に して五年以上奉職し職務勉勵品行方正なる者には特に十二 観以上 ふは即ち是なり本件に関して一昨日の會議に出でたる地方官多数 (東京朝日新聞)

長席へ引出さる。事さなりしが待に待たる若手進は大臣の面前にて 席の暇なしさて地 方官の論鋒を避 けんさ試みたる板垣内相も遂に議 今度の地方官會議は珍しくも花やかなる議論 あり内閣列窓の爲め出 丁れり其大意に曰く各府縣より毎期二名の警部を上京せ しめ毎月一 新内相の提出に 係る警察官司獄官練習所 設置案を物の見事に排斥し ●練習所設置案の排斥

第7巻 第5号

查 俸給増加の議

加の案を地方官會議 に諮詢せらるろに内定せりと 云ふ めに捨て置くべから ざるの場合なるを以て其筋に て不日巡査俸給均 めこさとて巡査の待遇を厚して其の位地を高むる は亦内外官民の為 の脳貴は多少養廉の た倫比を見ずさて風 に外國人の歓美する所ありご 聞きしが昨今物價 風雨を犯し寒暑に 堪へ職責を悉くすに至りて歐 米開洲の文明國も復 我邦の巡査は其の俸給の低廉なるにも拘らず善く其の威酸を保ちて 程度にも影響すべく且つは内地雑居も程遠から (東京新聞)

●巡査看守俸給増給の程度

二國を滿十二ヶ年以上動機せるものは十五國の俸給 な支給すること りて特別の場合即 ち繭九ヶ年以上奉職し猴ほ 勤粮せるものは俸給十 部長を除く)及び看守の 俸給は八體以上十間以下の三 級法に區別し を以て特に金 十二間以上十五間までの増 給を為す事を得さ為さんさ 上引續奉職し職 将勉勵品行方正なるものに 對しては地方長官の見込 て一級十二國 二級十一國三級十國四級九 國五級八國之為し五ヶ年以 給なり内務省 に於ては遠からず今の俸給 令を改正し五級法に區別し は 十個に止めあるば他の履員たるものる 俸給に比較し見るも甚だ薄 を得さ定めあれざら此 外に別段増給するここを 得ずして**一定の俸給** 現今の規程に據れば警察官吏、司獄官吏の俸給中に於て巡査へ巡査 の内臓ありさ聞けり

は宛も角も官等は奏任に 進めんさの内議既に熟 す次に巡査の俸給 位置除りに 低くして其構衡を得ざるは虚粉 上差支少からずさて俸給 は看守さ共に八個九 園十間の三級に分 ち既に満九年以上奉職を強動 ●警官及看守の優遇と練習(東京日々新聞)

てすち既に警部に不足を告ぐる勢あり此際二 名の警部を練習所に入 て是等の事を容さす各地方共節戦に 節碱を加へたる結果 は今日に於 らん云々さ此に至て議 長席なる大臣は苦笑するのみ たる上に於て すべし蓋し大臣は未だ各 地方警察の現況に通せざるな き事を企つるには充分なる經費も備へ充分なる質地の調査をもなし せんここ到底出來 得べきものにあらず 荷も常局大臣たる者が此の如 すここ必せり繰し不平な 起さすさも 六圓位 の手當を以て都下に滞在 有望の者に向 都下滯在中月六闡の手當を給せんなご云は上 不平な起 現在にても頗る必要 あり之な都下に滯在せしむるここ 能はず又此等 神あり將 來有鑒の者な選拔せざるべからず 然るに此將來有認の者に 行はるべからさる 所なり殊に練習所へ入れんさする者 は學識あり る趨勢ある を以て二名の警部を練習所へ 入るとは如何に遺機するも 何さ願みれば日に月に繁劇を加へ警部の如き到底多少の増員な要す 代理をなさしめ ざるべからず而して各地方に於る 警察事務の現代如 る」ここあらば警察署の敬な。城ずるが或は鑑査部長以下なして署長 間なるが練習所設置の事は甚だ可なり唯如何せん今日の事情は次し 人六甌宛の手 常な給し練習所へ入れ警察事務な練習 せしめんさの踏

遇を受け得べし 面して獄舎の如きも精や 体を具へたるは臺北の一舎 は各縣支廳所在 地に置かる、答にて其の看守長、看守は明 日餐程館 の配置は内 地にては囚徒十人に付一人を 付する例なれご土囚は兇暴 のみ其の他に新築せらる、答にて費用三万五千國の豫算なり又看守 は軍政の下に捕虜同然の待遇を受け居たるが今日以後は法律上の待 蜜の上 夫夫配置せらるべく又從來は 獄制のなかりし爲め囚徒の如き **臺灣の監獄 署は臺中、臺南、臺北及び澎湖の四 ヶ所に設けられ支署** 臺灣監獄制度の開始

監獄雑誌

彙

きは何等の ために入監したるや を知らさる者あり誠に愍むべきなり な楽き來りて酒に 代へ泥酔の餘り、敞打爭傷をなしたりさ云び 甚し

なるを以て 五人に付一人の割合なりさいふ

●アイヌの犯罪者に就て某司獄官の談話 (北海道毎日新聞)

りさ云ひ 或は昏酔のため前後な忘却して 更に知らすゞ云ひ或は砂馬 を加ふるさきに 始めて其實狀を訴へ或に他人の依 親に際してなした 職栗 唯々默々の間に伏蹋するよ至る他日各自に就て 靜かに慰陰熱蹲 を恐れ又は警察官の 一喝に贈を冷し殊に法衙 に出るに及んでは恐怖 のみならす平素 シャモ(普通人)な長るこの習性は他 日使嫉者の復讐 しめて之か自己飲食の 費用に供し而して己れは曾て閼知 せざるもの 猾の徒に至りては巧に酒を餌さして 彼等を指揮し他人の物品窃取せ ましめ其凱麟したるに乗し之な煽動して敵手に暴行を加へしむ又狹 或は履主と 怨を構めることあるに當りて は乃ち甘言アイヌに酒を飲 夫なるものは概れ標準残暴にして種々の悪行ななし其同難で争闘し 般の法制を以て之を制御し殊に其小區徼郷を苛察禰致し直ちに犯罪 出るものにして 有心これな爲すにあらざるべし 本道に於ける漁業履 かして益々 罪悪の測底に沈ましむるの 媒介たるに過ぎす是等は常局 者さして處分し惡漢無 頼の集まれる監獄に投す るか如きは畢竟彼等 風野俗鑑ほ依然さして 脱せさるの今日、早く日に普通人に 對する百 者の深 く留意す可き所なり蓋し 彼等の犯罪は多く他人の便嗾教唆に るは彼等の保 護上缺くべからざる所なり 然るに数化未だ拾からす變 を使用費耗するか如きは機んご彼等の常態なりとす 之を矯正化導す たると関法の長るべきを識らす緩を得れば酒に代へ酵へば争び其風 酔するに及んでは全く是非の辨識を失 ひ自他の區別なく金銭物品等 本道に於ける舊 土人即ちアイヌは槪れ蒙昧無智に して甞て徳義の何 如くす 事養覺するに及び彼等の憲愚なる 之を辯明するの能力なき

該村民は農業の外魚の塘漬 丼に牧畜等に從事し居り て牧畜の如きも に達し且つ土産の穀 物にて生活するもの 五千乃至七千名位あるべし 監獄需要の 鶯め毎年村民より官に買上る穀類一万二子 アードの多き 四百鑑里の多きに達 せり而して該村民の耕作商甚だ徼 々たりを雖も 年間を經 過したる今日に至り七十九箇村と爲 り道路の開露せしもの たり一千八百七十九年前には 村落橋に四箇あるよ過ぎざ りしに十五 前途大に見込ありさいふ して閉壁に從 事する者出でゝより農産事業も 前途見込めるな發見し

分に最も意 な用ひ顔る厳重の判骸な課することをなり 居れり故に同 さ謂ざるべからず 而して改正刑法の草按に於て再 犯以上のものゝ處 正確なる統計なりさせば之れ立法者の最も研究すべき價値あるも て研究中なるも我園にても果して再犯以上のもの其七分な占むるが 付某法官の語る處に據ば歐羅巴諸國犯罪統計に依れば再犯以上のも 國刑事罪人再犯以上 のもの實に其七分を占め居るこの となるが之に 去る廿七日 板垣内務大臣が典獄會議に 於て演説したる所に據れば我 案の議會を通過して 發布するに至らば大に 再犯以上の即囚を减する の其七分を占め 居り之が防壓策に付て は各國立法者間の一問題こし ごさいなるべし云々

0

垄

北縣監獄

現品の儘になし置きて 其用に充つる能はす 去りさて郵便條例にて買 ざる 明文あり然るに監獄則第二十四條に 規定せる監獄慈惠の用に充 郵便條例に據れば 四枚以上連續せざる郵便切 手郵便局に於て買戻さ 戻の請求出來 ざるな以て監獄署に於ては其の處分に 差支るより遞信 つべき領置貨物の中には四枚以上連續せざる郵便 切手形からず之を ●監獄領置郵便切手の買戾(東京日々新聞)

第7巻 第5号

監獄雑誌

ざるべしさの考より 専り顕紫及漁業の穀漁に手か鑑せしに 道民増加 り衣類を 給興するを例さす初め薩哈噻島は 氣候井に地質耕作に適せ 省にては今回 酸切手は特に四枚以上連續せざるものにても修備第三 ヤヘオドロウナ皇后陛下の保 護の下に成立つ所の囚 徒子女教助會に 方行政官に之に家屋を建て畑が作るの便宜を得せしめ小見にはマ き貧困にして獨立生計 な立つること能はさる者には食料を給與し地 其取締方宜 きを得且つ在監囚徒の家 族に對する取扱の如き頗る行届 哈嗹島の監獄は一昨年總 督次官グロテーコフ中將 巡視の結果に依る 多きな以て該地方の土着民は之が爲め大に困難な感じ居れり、次に確 等が着質の業務 に従事せず流浪して動もすれば 罪を犯すに至るもの 増加し或村の如き村民の六分に 囚徒の移住民たる如 き有様にして彼 律を守りて温順なり又ザパイカル州地方には満期囚徒の、移住人年 の取扱な受け只取締 一層殿重なるのみならず 該國事犯罪人は能く規 特別憲兵部 より監獄に移さるとさ 共に彼等は邇常琅翠犯囚徒と同一 百九十二人なり 而してチルチンスク監獄中に は國事犯罪人もありて 四十二人薩哈連 ※黒龍州に在るの囚徒八千百五 十一人總計一萬一千 九十五年一月一日の調査 に依るに子ルチンスク監獄に在 る因徒三千 の鐵道布 設に使役せらるゝもの同囚徒最も 多きに居れり昨一干八百 のチルチンスク 監獄にして次は薩哈嗹島にあるものなり目下 西伯利 繊維誌に記するも のを見るに監獄の最も重なるものは デパイカル州 島に囚徒を配流して 種々地方殖産開拓の業務に從 事せしむるこさな るが今黒 龍浩道総督の報告に係 る同地方監獄の情况なりさて同國監 露園にては 一は態戒の為め一は殖民増 加の為め西伯利亞及び薩哈峰 西伯利亞監獄の情况 (東京朝日一間)

十七條に準じ藏價質 戻すべきに議決し其旨一昨日各一等 局へ向け公 選せられたる由

の如し 容すべき 監獄署には看守十五名を置く者なり 其本署支簀所在地は左 局一人にして十人の囚徒な 看守する次第なれば百五 十名の囚徒を收 する定めにして 其時間は晝夜十二時 間宛を以て交代する者なれば結 獄署に 看守長其署長を兼任し一般の看守に 五名の囚徒に付一名を付 臺灣の臺北、臺中、臺南三縣及 其支總所在他に夫々設 置せらるト監 ●臺灣監獄署の看守及位置

臺南縣監獄署{協 臺中縣監獄署 九 ●木名瀬新任典獄の事 署法基 蓬風 雲苗 新宜 (北國新聞)

級俸(月俸四十圓)に昇級し 今回一躍富山縣典獄に榮轉し 高等官八等 員は合併して 国氏の送別倉を開きしこさあり 後兵庫縣に於て更に四 や前後一兩日氏も亦兵庫 縣監獄書記に轉任さなり為め に内務省の東 リ本年一月同 鷵清野長太郎氏が同局より抜でて 宮山縣参事官さなる 省顧に轉じ五級俸(月俸三 十五圓)を給せられ て警保局監獄課詰さな が曾て秋田縣に典獄な奉職せ し頃よう同監獄に書記さなり爾 後内務 年四十五六歳 にして多年監獄事務に経験あり前礪波郡長 白上後一氏 今般兵庫縣監獄書記より 富山縣典獄に榮轉したる 本名瀬磯助氏は次

監獄 彙

五.

の自から目 に入りたる母にもあるべく 又監獄署内は地域廣きにも関

に叔せらるゝに至ししなり

●廣島監獄の近況

(藝備日々新聞)

五日頃より 囚徒の眼疾な患ふるもの日に 多きな加へ一時百三十餘名 て隔離室を設け 患者な隔離せしむる外左の如き注意な 以て之な保護 さょらんさするに 因るが聞くが如くんば廣島監獄署 内にては客月十 のるに向に他の不幸を以てす天情なきが抑も又其不遇を 然悪して假 の患者を生するに至れり 尚吹第に蔓延せんごする勢ひなり き是な以 れて囚禁の程に在るは不幸焉より大なるは莫し而して斯の不幸に重 々さして地を走り 島の暗暗さして空を飛ぶに人その 自由を拘束せら 監獄内に於ける眼病患者 凡そ罪業に皆自ら成す處さは云へ犬の暗

するとさいなしの但し 其多數に角膜炎なり 子に黒き紙を貼用した る處(日光の反照等なき處)に 居らしむる事 眼病患者は入 潜を停止し三日毎 に一回看病夫をして湯に手巾 眼病患者の中に就き輕重を區別し 重症者は監房 の前後なる障

を浸し之を監房に入れ身体を拭浄せしむる事 一回看病夫をして洗滌せしむる事 眼病患者は個人 別に手拭な貸與し 各自共用するな禁じ尚毎日

眼病患者は常に温眼水 薬を沸騰せしめ一日三 回宛之を用めし

但し冷眼水薬を用める者亦全じ

是れ作業をなすに 瑩叉は臭座を製るに用める 脳に附きたる塵埃など なりき而も一時多數の患者を生ぜしば其原因なくんばあら ず想ふに し此兩三日 は漸く患者も減少して一昨日の現 在患者は九十三名さは 用意此の如くなり しかげ替て増悪せんさせし 病勢も幸ひにして衰退 此外なほ食物の注意を與へたる箇係もありて總て七八則あり

脚する諸經費は第十鵬會に 内務省所管費さして 要求する筈なりさい したる上之を實行する 事と為したるにぞある 而して右練習所設置に 上遙滯の恐ありごの事 を以て官制を改正し警察官及び 司獄官を増員 官制定員 中より豪集する者なりしな協議案は 斯くては地方警察車務 以上の如くにし て其の原案で見なるものは原案は練習 生は現行地方 てする事

二人の警部を出して二年間の練習ごありては迚ても地方警察の現狀 要より生じたるにて中々以て、贅澤の沙汰に非ちず、此時に至り各府縣 り稀に二人の警 部を置きたる箇所もあれ ごも开ば實際上不得日的必 り各二名宛の警部を分遣 して練習所に入 らしむこせんに各府縣権れ 常に下級行 政部に向て切詰め得る丈けの節頭な為し來りしなれば地 る師にて事體 同練習所設置其事に就ては固より各府縣知 事の是認す 右は地 方行政と地方經濟との両點 に於て質に巳むを得ざるに出でた に就き端なく一傷の議論全起せしは事質なり然るも聞く所に因れば が許すべき餘地に非すマッた 經費の點迚同様なり 假令ひ練習所生徒 方經濟はキャ (結着 とも云ふべき有様にて 又た東員の如きもハブ る所なりさぞ开もや 現下各府縣共經費節減 行政監理杯の結果さして 一昨日の地方官會議に於ける警官練習所及び司獄官練習所設置の件 部は唯一の各階級署長さして而から目の廻るほどの 繁務に練掌せ 一の際遠き 虚まで押語め居れり然ありて見れば 今假りに一府縣よ 地方官會議と練習所問題(日本)

> 必要あるな以て之な撤去せず 而して整間撤去せる處さ難も 夜間は密 せり尤も紙漉、製莚、糸直しの工傷等に原料素質の損傷な保護する 整灣及清國より送致し來る囚徒 台灣及び清國にては目下熱病流行 年は桐樹 若干株な植込みたりさ云ふ はらず立木少々にして 自然日光の反射强きにも 因るならん然れば本 せるのる 彼地より送致し来る囚徒又は被告人は 日敷七日間先入者と し病毒傳播等の関わらしめざる様注意せり 除子撒去と蚊帳備付 是迄監房前面の障子は本月十二日より撒 9 去

船には北海 道集治監より重異囚徒二百二十四人へ看 守二十七人附添 日本郵船會社の 汽船榮城丸は昨六日午前五時牛 横濱に入港せしが同 閉し倚は明後 十五日よりは各監房に蚊帳を備付くる由なり ●集治監囚徒の寄港 (やまさ新聞)

方官の間に喧嘩の花な咲 かせたりご雖も固より案其の物に不同 意な を以て其の後協議會に於て 之を審議するに當りては雜作もなく るが為めにてはあらず一種の感情さ 經費上の點よりする非難 なり 前魏記載せし如く 司獄官及ひ警察官数成案に 端なく板垣新内務さ地 ひ乗込み來り乗船の儘 小管集治監へ護送せしよし ●司獄官警察官練習所問題

の間に之を議定せり今其の結果なりさ 云ふを聞くに左の如し 一東京に司獄官及び警察官教成所を設置する事 一教成所は各地方の警部巡查二名看守若くは清守長二名 合計百五 十名の練習生を教成する事

一外に希望者二十名の入學な 許可する事但し希望生 徒に尋常中學 卒業相當の資格を有するもの又は入學試験に 及第したる者を以

たれば何分詮議の 上主務省は此希望を満たすの方針を取るべしさな しかなれ ごも大體よ於て練習所の設置は 各知事の希望する所で見わ 此の困難ばなしが提 起せられたるにて機分が新大臣への云々もあり 歸すべしさ 憂慮する族もありさのこさなり 要するに一昨日の食謡に 寛ろけ且國庫 も幾分の補助を與へざるに於ては 折角の妙楽も番餅に を有するものは皆首首す る所の現就なれば此上地方行政も 今少しく

●兇漢小山六之助の近狀(雜知新聞)

監に在りて 服役中なるが送付の當時に看守 等に對して悪口雑言を極 善し昨今は能く獄則を守りて路慎し役業に精励し居るとい め狂氣がましき影動わりしも数勝師より懸篤の戒齢か受 げて道々悔 馬闌にて李鴻章を廻撃 したる兇漢小山六之助は目下北 海道釧路集治

問

五.

此の切詰の 経済思ひも寄らぬ事共なり 以上の理由は公平なる地方限

中に生 活し得べくもあらず然らばさて 地方税より補助な為す如きは

の名はあれざも月六個の手當にて各地方有望なる警部が江戸の眞ン

四十

問

問

の高教を求め

たるも是れが好方便ならを苦慮したる

要する

に前號の紙

上に於て此問題を掲出

し大方諸氏

に於て尤も簡客的に親屬故舊を確 〇前號第二十三項 Ш 12

中已に多数知事者の 必要なる 0 如き我監獄則の精神奈 は後余輩の如きもの 識る處ならん例 邊に存すべきか 1敢て喋々喃 之彼の 囚人書信 余輩の 知るの *

面信書發贈の趣旨より探究するも其身囚人にし る事を得べさる荷くも親屬故 信する 属故舊にあらざるもの則ち廣く社會の人に向 對して絕對的に是を許さいるものしの如し而して 處に因れば親屬故 舊のものに限り信書を發す 舊にあらざる監外人に つて信 て親

に留意し 書發贈の非なるのみならず信書濫發の弊たる徒に ざるべ 相背馳するに至る故 囚人の改良威化を妨 からず然るに現在各監獄に於ては如何なる て親屬故舊を明確にし是を 1: げ遂に信書 信書發贈の場合の如きは特 一發頭を 許すの指針を執 許すの目 的

當局者の

技倆如何にあせんと欲す

準を以 て在監人の 番其便法を聞かんとする處なり 親屬故舊を確實に 取調べられ 0

らすと信す然らは問者或は日ん其位手數を以て知る 問を起せしなりと阿房は然らは他に敏捷の道なさと 百も承知二百も合點然れども他に敏速の道なさやの 縁を舞ね之れを市町村役場に照會するより他に道 親族を確實に知らんと欲せば在監人と親族者と其血 本間は親族と故舊とを區別 して卑言を述べん 究

と異り其照會に困むを以て余は之れに對し其當局者 故舊に於ては漠として其範圍 して大差なかるへしと考ふ故に之れを知るには前項 善導以て良心を威發せしむるの關係を有する者と解 狭縮に解釋せさるを得す故に在監人其者をして監督 に困むと雖も余は尤も

本項別 は在監人に對し家事向其他諸事照會するものにして 親屬故舊なりと稱ふるものは死体の下付を請ふか又 確實なれ の用を辨せんとするものは親風故舊たるてと に確實にするの必要なし何となれば在監人 〇全上 ばなり若し假合之を詐稱するも刑 0

り進退するより他に道あらすと考ふ

の親密たる注意を以て其故篤たる者の言語動作に因

を與へたるものと見るを得ん夫れ如斯身分帳を改良 分帳の改正は親屬故焉を確 の餘り 機に遭 するや せば果して完全に親屬故舊を確實に知るの希望を達 以て親屬故舊を確實に知るの便法 屬故舊を確實に了 故 らん事を欲せんか須臾く あるを發見せず故 以上の如く余輩不敏にして未だ之れ 舊と稱するものが網羅する事を得んか此い からず彼の身分帳にして囚人の親屬及び純然たる 否聊か疑ひなき不能と雖も若し之れ 退せんか完全に作製すると否とは暫らく なりき に强て 知する事を得べし而して良し未だ 親屬故舊を 知するの上に於て一進步 の改正より たらずとするも身 から 便 略 的 が改正の 望まざる 12 0 始て親 確實な 司獄

せん 未た各地 帳に如く 監獄に於て在監人の親屬を確實に知るの便法は身分 か入監の當時故舊を取調る方法を設るにあ 方に斯の設ある曾て聴かす若し必要あ ものなし故舊を確實に知るは新問題に 全上 5 して

と接見等の場合の如き看守長其他立會者に於て不正 するの外他に便法あらざるべしと思考す 右同様の廉々 然る後在監人に對し接見及差入者の姓名のみを告げ 監人の氏名身分住所職業年齡及緣由の關係を詳悉 ありにする時は先づ接見及差入者に對し其者幷に在 の行為あるや否取調ぶる點に當り確實 上の制裁かく只徳義上責むるのみ然りと雖も差入又 取調符合する時は之を以て確實なりと にするの 必要

同盤し たる在監人に對して一切 の差入物及書信ノ受

决

遊びる 愛知縣

武

田

〇前號第二十四項

授を禁するは不可なり

同監者の差入品及書信の受授を禁せんどするは只囚

を丁し囚徒をして意を図るの餘地なからしめは何の に目を注き同監者の差入に係るものは精且密に調査 徒の内外相通して事を圖るを防くの外なかるへ の内外相通して悪事を企る事あるも司獄官 して然らは最不當なりと云はさるへからす仮合 常に 此點 囚徒 し果

五

問

四十三

憂あらんや故に予は右の決定を與ふると共に

右に

矯正図書館

籍

七

第

五

問

監し たる在監人に

しては司獄官の注意周到ならんことを欲す

授受の 道を 杜絶すべらは是なるや否余環は在監中無 對 し總ての差入物品は勿論信

の取締上受授は許さしることあり

0全上

切

0

遇する不能然りと雖も

疑しき事實ありとせんか治獄

絶對的に受授を禁するは安富ならず受授の

二の知己たり朋友たりし監外人より出獄後同監し 對し差入物品の如き書信授受の如きは絶 12

對的に る在監人に 是を 禁するの至正至理なる事を認む夫れ何 故

に之れ 拘らず 律の下に棲息し苟くも任意的動作を爲す不能るにも を許すの非なるか日く刑罰執行中嚴重なる紀

在監中無二の知己たり 會的交通を許すの要あらんや況んや慰撫的差入物品 詐謀詭計を旋らし陰微の裡に交際を求め所謂 朋友たりしもの如何にして社

あるものは强硬的に之を禁止して以て刑罰の を爲すが如きものに於てをや而し 知らしめざるべからず 然たる親屬故 獨り在監中の知己朋友と稱するものに止らず 舊と雖も一度在監し同監したるの事跡 て余輩は此事 尊嚴を 絶て純 たる

以上余輩の極言するもの要は只だ完全に自由を剝奪 罰嚴正の主義を徹せしむると倶に囚人の頭腦及

り此 あらしめさるは尋常人の通例なり故を以て工場の如 場合 一己の痴言をして一笑に附する事勿れ 業を司る者戒護を務る者精神の か観念を保たしめんが為め而已請ふ大方の に於ては既 に昔日の盟約を想起する 改良を促す 0 者之 餘意 諸君

は治獄 き作 に關する上長官等の外何人と雖一切出入を嚴禁する 上最得策なる もの なり

〇全上

凡て小 不正 体なりとす故に其局に當るもの之れを役する豊に忽 眼庫み高後を省みず其事を遂げんとするは彼輩の常 俸給は極 に渉ると雖とも眼前 使なる者は めて薄く常に衣食に窮乏せる L て其身卑賤に 利益の見はるい L を以て假 て受くる所 ときは忽ち 令 事

にすべけ

んや生甞て聞く

戒徳吏にして在監人」り

一切之れ は小使を工場へ出入せし んや身分 路を受け 助を爲す等の事ありしと戒護 を禁じ其用務は看守をして取扱はし 或は傳言或は密書の媒 \$ しき彼れ 1 むるは甚だ危險なるを以 使の 輩に於 介を 吏にして此事 為し或は迯走の てをや仍 め あ 敢 て生 y T 况 T

I

地へ出

T

害あるとも

四十四

起るもの るもの幾何ある歟を凡人の威情なるものは豫期して 交通媒介若くは助成を爲し現に縲絏の辱を受つくあ るものい 何の不可あらんと如是は實に獄事の 書信傳言金品贈答の媒介を爲さるへの盟約を爲さし に當ては名府縣各方則ありて在監人及親屬故舊の為 事を知らさる者の言而己亦謂ん元來使了を使用する むるを以て此誓約ある使丁をして工場へ出入せし ん使丁は長く工場に止るものに非れは害なしと是獄 囚徒の依托を受るの一事を以て最重 使丁を工場へ出入せし 差入物品及び書信の贈答は禁 同監したる在監人へは親属と故舊とを問はず一 に非す事に騙み忽然として威起するも 言なり看よ各府縣監獄に於て看守が 〇前號第二十五項 愛知 むるとの弊害種々あり ずるを可とす しとす人 實際を H 囚徒と 成は謂 知らさ

して此事 るく處あらば速に之れが全癈を切望せざるを得 てれや若し從來の習慣上小使を工場に出入せしめら なし常に動作上欠點の多き儕輩を出入せしむるに於 るを要す況んや小使の如き車夫馬丁に類する服装を も洋服を着用せざるものは断然工場へ出入せしめざ 服を着用せしめざる 出す處の授業手等の 10. 常に工 た 堪に出入するもの則ち備主及 る小に似た べからず而し 如きも典獄は强制的に一定の りと雖とも囚人に對する て監獄雇吏の如き び備主より 市面

當今獄事 本 忽に附すべからざる 勵行上重 問 に對 〇仝上 改良の今日 し余は淺學 大の關係を有するを以て治獄上 事 我日本國監獄に於て小使をし 薄識加ふるに經驗疎なりと雖も なりとす 房 須臾くも

御承知ならん余は絶對的不可なりと断言す 場に出入せしむるは尤も厳 〇全上 雑用を整辨せしむるものに 入せしむる監署恐らくは之れ 利ある事なし利害の點に於ては當局者は むる處あらば速か して身分も 禁 たる おらさるへし に全癈す へしか

職責は 使を工

からず故

Ŧī.

出入を禁遏せざるべ

動作服装を爲すもの

監獄をし

て紀律の府

たら

しめん

か宜しく

不

紀律なる 太

吉

H

德

鄓

差支を含を信す

〇全上

6

1

答

四十五

城

利は禁

L

0 てどある あらす彼れ し場合 × きを認 17 囚徒は常に監督者の烱 16 び監獄作 宮用 の為 を難 め在 五 も唯 監人 A

答

四十六

別の 所なり監獄則に於ても巡閱官巡視官及ひ 下に と雖ら止 の工場出入を嚴禁するは勿論譬へ作業の受負 たしむるの主旨ならんや果して然は職責 制あるは何そや即ち刑執行の真面目を正 刑罰の執行を受る峻嚴にし 者を付せされは出入することを許さいるも むを得さる場合は特に出入の許可を得相 て犯す の親 へからさる塩 た警 の軽さ小 巡見者の區 たる鋭眼の 利 屬 主 に臨 的 に保 72 0 當 使 0 5 \$

は 官 へに非ら 仝 ずと雖も是亦 役人 の一分子 潜

其官署 T べきものなり 0 用を便するの職なれ ば當然工 場に出入 にし せ # L T

て二十四時間を經過して申出たる者は正當の 申出るを能はさる事を説明す 災其他の事變に際し ○前號第二十六項 が等)あるに非れ -. 時解 放 i たる は迯走罪は 在 監人 理 曲 12

> て初め なるも

て構成す

のは自から進んて相當官吏の監督區域を脱

へき犯行なれはなり盖し非常變災

たる者に對し

場合に於て解

更らに には須く T さるものとす 罰は法律規則最 〇全上 必終の 制裁 なり之れ 吉 田 德 太

郎

のと断言するに躊躇せさる

なり然

5 法

余は監獄則により處分すへきも刑 の所為あるも毫も逃走と云小真實なけ

後に命令違反

はなり故に 制裁なさる

21

官署に

申出つへし 放に逢ひ

とは當該官

更の命令にし て二十四時間

T 內 0 L

以て 如何と為す 刑罰を以てせは其の停止する所を知らす問者 實力を以てすへし刑罰の執行を擔保する 〇全上 闸 を執行せん 究 12

獄則違犯を以 1 罰す 1 き者と 断定す

論す 對する解 て最終の目的 なさを如 者と成程一理ならにあらす然 本案に付ては 困 U へき者とす人 3 難も 放後歸監の時限を定めたるに 何せん元來本問 萬 余の意見を以 11: むを得さるに因り規定し又之れに 或は日ん K 0 n 如きは人命救護 逃走罪をして處分すへき てす れども我刑 か は獄則 非なるを断定する 止せる者にし 違犯を 法上其規定 の點 に於 U 7

信す

〇前號第二十七項

の手本を示すが如し故に人民にして立 さるを得ず失れ我刑法は尚は人民に向て凡ての行狀 し逃走罪を以て論すとせは楽强附會も る手本を模範として動 に違犯する とさは くときは 直に罪人 となる 亦甚しと云は かが 5 記載し 17 さるも

Ti.

答

に在ら 本 るの一 間を經過したるの 决定を爲さいるべ 畫したるの形跡あるや否やを精査し後ち之れが罪 監獄則第 て申出たりとするる果して此時機を利用し逃走を企 との原素を具備するを要す故に本項の場合に於てる るは其當を得たるものにあらず而して囚 申出たりとするも 構成せんには其場合の如何を不問故 問 しく其事質を考査し假令規定の時間を多少經過し 9 さるは一點の疑ひなきなり抑も 如きは敢 因と為すに足らざるものとす 〇全上 九 條の て囚徒逃走罪を以て問 か 一刀 一理由は以て囚徒逃走罪を 合 らず故に余輩は單純に二十 に於て良し二十四 在橫濱 囚徒 逃走罪を以て論定す 沈 意に逃走 擬す 刑法上逃走罪 財 間 徒逃走罪を へれか を經過し 組 したり す 0) 0

ものに はさる者なり故に余は徹頭徹尾刑法 は 歸監せざる者とは其性質を異にせることは何人 より起因する者にして彼の非常事變の解放し定期間 第二條の規定ある所以なり試に我刑法第百四拾二條 何なる所為と雖も 規定を見よ其第一項は固と看守或は護送者の め人 あらすして獄則違犯を以て處分すへきも 民に たる 之れを罪とすることなし是れ 事柄 にあらさる の制裁を受くる 以上は 縱 懈怠 0 3 刑 令 法 如

惠の趣 **専恩惠の主義を徹底せしむる事を得ん余輩** 本項をして通算免役するものとせんか如何にし するの要を見す只だ個々別 旨を貫徹する の手段に 々に免役を與 出でざる × へ須臾く恩 n 一深く らす 我監 論究 T 遭

决定 獄則 0 精神亦兹に 本問は通算免役せすして各三日 〇全上 あらん子 間発役すべる

して然らば何に因て逃走罪を構成せし者と云ふや若 て若し之れに遠犯せは云々と規定せし條項を見ず果

者とす

曲

國禁を犯し社會の良 元來本條に規定せし立

民を害し

たる惡漢無賴

0

徒と雖 に身は

法者の意旨を推究する

四十七

如何なる場合と雖も敢て意とせさるは予の實見する

五

號

るも之れ 進んて刑

に反して一般臣氏は退て刑の執行に妨害を

の執

行を全からし

U

へき積極の義務を

問

せし上より看るも と信す且又原則一日の免役を本則に於て三日と規定 三日間の免役を與へ静 顕著なる効を奏しなは本條設定の目的を貫徹せし者 規定せし者に相違なかるべし果して然らは各之れに 性たる善良の人に改化せしめんどの一の政略的より 家族愛憐の感情を起さしむる所以にして再び本然の ざる者は例外)血涙潜 0 とム時は 又明なり 肅沈涙せしめ以て感化上一層 つ父 然轉た哀悼の念胸裏に浮 一母を害 i 又は之れに感 動 しせ

るの 最彼養父死亡の報知あ 穏當なるを覺ゆ 〇全上 りし 日より三日の免役を與ふ

○前號第廿八項

在橫濱 生

刑法第百四十七條に曰く囚徒を劫奪し又は暴行脅 以て余は無罪を主張するものなり を助けたりとするも刑 路を送り警固を疎ならしめ因徒の逃走 事上犯罪手段の要素を欠くを 迫

を以 路の事を規定せさるは畢竟其の方法手段か犯罪を遂 へき性質のものにあらざれはなり盖し常該官吏は て囚徒の逃走を助けたる者云々とわりて毫も賄

略を贈與したるの非望は德義上可惡の行為なり

るものなるを以て汝の行為は刑事上何等の責任を有 と認むること不能而して單純なる道義犯は法の不問 せざるものと決定す とするも未だ汝が行為は社會に危害を加へたるもの

以上の决定に對し阿房先生は異存あるや如何 〇前號第二十九項 12

携帯兒女ある 犯則したる時は單身女囚同様處分す 定 愛知縣

武

田

生

るも

妨なし

拘禁 なる者は場處の如何を問はす只母の傍にさへ在れは 母をして懲罰監中に幽囚せしめは携帶見をして自然 幼兒に属して應分の牛乳を與へるは不可なし又謂ん か如きは絶て見さる處なり縦し欠乏する事あるも て女囚は男囚と異かり七日以内三合以内 の苦痛を癒せしむるの憂ありと然らす元來幼兒 飯に迫るものに非す又之か為乳汁の欠乏を來 の威食は

> はさればなり逃走の成否如何は看守巡査其人の所為 本問は法刑第二條を適用する外 にして贈賄者の所為にあらされはなり 〇全上 なからん 生

職責を重するものあらは決して逃走を助くること能 守巡査に賄賂を送りたりとするも若し其の人にして 與ふへからさる消極の義務を負に過きす故に仮令看

〇全上 古田德

贈賄者に向て左の決定を與へんと欲す を知つて賄賂を贈與したるものと認むること不能れ は幇助犯則ち從犯を以て論ず 阿 むるの情を知らざるの贈賄者に於てれや故に余輩 罪なりと斷定するを快とせず况んや囚徒を逃走せし 贈與したりとするも未だ以て刑法第百九條規定の犯 ばなり而して尙は一歩を進め良し情を知つて賄賂を 贈賄の目的たる巡査看守の囚徒を逃走せしむるの 白せざるべからず りとせん 房先生或は言はん か余輩は是れに向つて全然反對の思意を表 何んとなれ 本問の如う ば問題の事實に因れ べしと若し如斯論者あ 贈賄の行為あるも 情 n

仮合乳兒を携帶すると雖ども普通囚同樣處罰すべ 本項を案するに獄則を犯し懲罰處分に付すへき者は 〇全上 在神港荒田 助 山人 \$

魔なり故を以て予は右の決定を與るなり

さるは在監人の本分なり然り而して其分を忘れ過を 恭順謹慎の意を表し改過遷善の念暫くも忘るへから 者と信す其理由左に

にするの方針に出んか必ずしも未だ嚴ならず幾分か 今乳兒を携帶するの故を以て普通囚人と其取扱を異 恐るへきを観念せしめ繊毫も假借する所なさを要す 等頑冥剛愎の輩には嚴正なる懲罰を加へ懲苦以て其 ものに至ては實に心事憎みても尚は余あり宜 **悔**の善に遷るの念なく傲慢不遜遠令犯行の所属ある 上しく此

し他愛なき乳見をして俱に懲苦の淵に沈淪せしむる の乳兒携帯の女囚に對して之か懲罰を執行するに際 紊亂し其波及する所の弊害實に尠少ならざるへし彼 とせば治獄の要訣たる公平を無視し隨て監獄の規律 寛恕すへき主義ならざるを発れざるべし果して然り

は情に於て忍ひさる所なるも悪奸放縦の輩も

つ其子を愛するを知らん却て改悛猛省を促すの一

或る日

〇第三十七項

第 七

矯正図書館

〇全上

法に とせんか尤も嚴重に懲戒を加へざるべからず彼の刑 るものにあらず假合携帶乳兒の囚人と雖とも一度獄 は以て べきものにあらず請ふ阿房先生よ携帶乳見の一條件 則に遠犯し典獄に於て威食處罰に處するの 義は未だ以て破殺せらるべきものにあらず故に本項 刑は一身に止せるの原則の如きは本項に適用す 乳見の一條件は懲罰權を左右するの効力を有す 懲罰權を滅殺するの力ありと立論せらるしの の時代とは申しながら刑罰 必要あり 嚴正の

あるや如何に活目して次號の紙上を見ん 〇全上

是なるや否

對し受刑中(流が月餘がりさ)蓄髪の思澤を蒙らしむるは

苦痛を感せし 或は暗室を以て處分するときは無辜の携帶見にまで て處分するの外他に良法あらざるべしと思考す 見のある女囚犯則したる ひるに至る故に此場合にあつては昇禁 時單身女囚と同樣碱食

〇第三十項

在監人死亡し親屬故舊に下付 さは其残刑期執行すべきや若し執行するとせば典獄 したる後蘇生したると

分するや御明答ふ乞ふ 開封したる時在監人某宛とあり然るに其名宛の者曾 出所不明監獄署宛の書 て入監したることなき場合に於ては其切手如何に處 0第三十四項 信、郵便切手拾枚封入)にして

〇第三十五項

淡

を乞ふ の菜を給したる上特別に給與するものなる乎將た特 賞表を有する囚人に給與する特別の菜は通常囚同樣 別の菜品のみを給與するを正當とする乎敢て御高教

護者は如何なる處置をなすを以て穩當なりとする乎 の妨害を含さんとするものありたる場合に於ては戒 戒護者に對し不都合なる抗辯を試み以て囚人使役上 に對し立去る可含機命するも尚其場所を去らず剩へ 監外に於て囚人戒護中甞て在監し居たるも に差支ある場所に來り たるを以て戒護者は其 の囚人使

に登り構除すへきとを命したるに一囚命に 工場檢束看守工場を掃除するに際し一囚に梁 在廣陵 應し喜ん 見生

五

は強事 右等の場合に於て出獄中の日敷は刑期に算人せるる 此場合に於て待遇均一の主義に依り可憐の潜 て長髪を蓄へ居れり に於ては開化主義を執られ同國の情人皆な依然とし も長髪を断たれ後ち乙監獄に轉せり不圖りき乙監獄 弦に重禁錮三年刑の清國人あり甲監獄に於て不幸に の指揮を待て新に入監の手機をなや否 〇第三十一項 吉田德太郎

を下 を贈り 在監人に對し通運若くは小包郵便を以で衣類書籍等 も在監人に於て親属又は故舊なりと申出でなば之れ 付して可なるや 來りたるときは其親屬故舊の間柄判明せざる ○第三十二項

を別房に留置すべきものなるや 人なり取りたるの故を以て引取方拒絶せし場合は之れて以引取)たるの故を以て引取方拒絶せし場合は之れ に當り其父母に於て彼れ囚人は戶籍上分家(其實は他 監視に付せられたる者の住居及以引取人を取調なる ○第三十三項

死したりとせば檢束看守の責任は如何 〇第三十八項

ていたなり掃けんとするや否や過て地上に

特落し

ば懲罰の威信を害するとなるや 盆々粗暴怠慢の狀あるを見る是に於て憂罰三日間を 取消し更に屏禁罰に(此場合換ると)換へ執行するとせ を受け既に四日間執行し來るも更に懲戒の實効なく 今姓に獄則違反の囚人ありて二合威食七日 間の言渡

○第三十九項

を解放せんとするも該囚は既に前夜(即の後事より指揮)し翌朝に到りてれを覺り(局者に如何なる責任めるや)該囚し翌朝は到りてれを覺り(過避解放したりにせば該當)該囚 裁を受く可きものなるや に於て死亡したりとせば當局者は法律上如何なる制 の者該罰金を完納したるに依り午後第九時に解放す 罰金換刑の囚人ありて重病危篤に罹れり然る處親屬 へき旨檢事より指揮し來れり然るに當局者之を失念

〇第四十項

亡せり然る處看守に於て該露店の被害者を 視人途中に於て或る露店にある餅敷個を摑み其傷剤 看守被監視人五名を警察署に押送せる處一人の被監 石被監視人の引受主にして被監視人の為めに親属 毒ねるに

一上然らし

簡

者たり 如何なる處置をなす可さものなるや亦た該被監視人 察署の 如何なる制裁を受くへき者なるや 12 受付に待合せ居れりとせは此場合看守は到り見れは先きに逊走せし被監視人は既 て看守は残 れる 四名の 被監視 を引

工四 部に ちつしあ の法律上受くへき制 當るや否や該囚は即坐に死去し 囚あ りて工場を修繕するに當り工場屋根板を○第四十一項 仝 りし處突然金槌の柄拔落して使役囚人の 裁は如何 たりとせは右 頭

工塊教 海は果 ○第四十二項 して其効なさや Ш

同上 W 徒に

一十四項 義的宗教的何れをとるを可とす十四項 仝 上 いるの可否

相 待て可然と云はし二者何れを主とす 3

而して其裡面には現今

の位置

は寧ろ低度に失

諸君をし

て奮起

番せし

ひる所あり、

に其位置を高め体

給を豊かにし尚進んで

監獄時事評言

物を得ると

以前に在ては内務省中に監獄局の設ありて清浦 工監獄局を新設するどの識に就て せられたる事と云ひ彼是對照せば思ひ宇ばに過ぐ 何れにせよ内務大臣か前掲の如く職場に於て明言 しむるにあらざれば能く は司法官會計檢査官と同樣典獄をして終身官たら て政府は専心我國際察及監獄制度の刷新改良を謀 物を精撰する上に就て花あり質ある最良の議論と れたるは予鑑の當時遺域を感したる所にして識者 り監獄事業をして警察と對峙せしめたるは、 音氏を警保局長とし、小原重哉氏を監獄局長とし 大官とは何人なるや予輩の知る所にあらずと雖も して厚く之を肝銘し賛意を表せんとす ありしやの記事を見るに至っては予 在をして警保局中の一課として附設する 試講君たるもの此所無起策勵、大臣か演説 し服膺する所なかるべからざるなり誘君勉よや 官制改正となり如今全國監獄、 難しどの事を納明せられたる某大官之 區々たる予輩の賛辭を須めざるなり むる所なるにも拘らす、 此重任に堪ゆる有為の 最近十二三年 輩は能く其人 . 一朝政費の 而て其某 16 奎 るがれいには、一人 素子輩 するの場所にして均く其重罪たると 業は寧ろ法律規則の 此識の果し 貫は大に之に反し往々治 ふせざるべから も元米監獄事業其ものたるや法律 は皆同感を懐きたり、 監獄官練習所開設の議あるに就て 00 の・し 質を學れ の憂慮する所 (0) 最大要 1 ス所屬官吏をして は少 くる を・かい で擴張せし、機関とはない。 掌とり 改善を期せんよりも司献當局 8 とる所 さす て各 機關 0 今日 監·故·頻` 175 0

るものあり、

叙次と して予 耳を衝 を諒し、 供せんと須らく予輩の責務と信するの餘り禿筆敢て あらす、 面かも就中或る 監獄社會に向て一大警 に放たんとする 改良熱の稍々冷却したる今日に當つて伯の就任は 難、せられ となさしひ の・局・ 遅々として停 逐て左に陳説する所あらんとす讀者幸に其意 5 環は監獄の 當られる項 大成を後日に期せられんことを希望 此際予輩 大臣 會 ~ の位地を高め、 か新 て居るのである \$ 0 しとの議に就 問題に付ては喜憂交至るものなきに 劈頭に 希望の宿志を陳べ當局者の参考に 為め祝賀して持く 壯絶快絶なる 任日 2. 進の逆 當つて全 の轉 を打撃し最大活氣を斯社 3 あ 00 0 俸給を厚ふし、 々愉快に堪へざる所に 境に陷らんとする監 のり監獄諸君はなる全國典獄に向い 内務大臣閣下は曩 報は頻りに予谐 る、故云、に 能ざる所なり なと明 君は獄政 からざる 終身官 て演説 0

期する所にあらすと雖も何れにせよ目下 敬は之を歡迎せさるを得さるな 實行せらる、や否は素より予輩の後 ざる性質のものなるにも にして當局又此版み 監獄に在つても寛嚴其度を均 爾來因智の八き今日に及し 獄の統一を缺 上の 3.8 6 カ> なるもの 3 刑罰を執行 拘らす あるは平 たると · H

加し定員外に為する可なり政府官

看守長一名)を出す能はすどせんか人 强て今日の定員内にて毎期の練習生へ

員を

は手

輩をして一日も

停滯不動の

に安坐す

3 2

止鵠を得たるを慶したりき、

質に明治廿七年

れ其待遇も判任官待遇とし實施せしめられたるは

度以來の事にして予輩は須らく

然とも吐

を許さす

みたる三年未満の

B

て再び本議を唱

看守巡査の

を必要とするの

子輩は其學を贅

同するに客ならさるなり

再昨新紙の報に

は地方

の席に於て此

る言 らす、 を如何せんと云ふか如く、實行すべからざるにあ の反對論は確乎たる根據なる口實論に過ぎざる の必要ありとせは増額の方法を講して可なり 免かるべからざるべし又其入所中手 祭に於ても 目から今日に さに至り文明的監獄即ち我國獄事の改良其も のをして一層光彩を放つて他日外人内地離居の慶 さるを得さるなり是れ一つには他日有為の人物を 失するなりと云ふへからざるのみあらず是又増加 効果を誇るに足る丈けの先驅たらし 日に當つて此快報ありとは取りも直さす予 みとするところ、物に觸れ事に當る毎に日夕此事 所にして荏苒今日に至れるは返すり 監獄に養成するの導火となり少くも監獄改良其も 志を達する時機の到來せしものにして之を慶祝せ に及さざるなし練習所の再開を希望し **即日餐官、及監獄官練習所の例もある端** 持續するに至らさりしは有識者の俱に も六個に限らん、左れは地方官か本問題に 辭にして恰も虎子を見て之を捕へんか其 べからざる事なりと云ふか如きは實に冷然た 實行の方法を講せざる者なりとの談は之を 又其必要を認めなから定員内を以 於て其可なるを認むるのみならず 是れ或は然る事なから地方官 當額の如きも むる上に於て も子 ? 遺憾とする ち少額に ある今 輩の宿 輩の城 對す 必す 一遊塘 T 0 者

于輩は其成立開設

其案に於て既に警

六圓以上九圓以下

の薄給たり

してとは僅々

看守の増俸の

17

て看守の体給は巡査を同

とを軽視したるは將に争ふべからざるの事 迄の事實にして世人も其俸給の薄きより

實に

と人

職務の何たるを解せざるの日は姑らく

漸次監獄改良

0)

世人の

H

て看守の

因に本文は單に

警察官に就て云々せしも監獄官は

察官に比し易々たるに於てをや

白を今より題首せんと欲す

至り 者を 支ムる館はざる少額にして他日不平の因となると の手當六圓と云ふか如きは實に都下に於て一家を は到底實際に行はざるべからざるなり尚又出京 部は今日に於ても 為の士を撰はざるべからざるは勿論將 れは此練習所に入るべきものは将來に於て最 貝の内を以て出京せしめざるべからざるは到底出 く運用し來るものなれは此上年々二名の 切り詰めたる上にも切り詰めたる定額内に於て るも 獄官は看守長豊名)は今日の如き政費節滅の 官か警察官練習所に毎年出すへき二名の警部へ 泥し之を拒むに過きすして予輩は地方官其人の 条を排斥せら めに惜み且つ淺薄なる識見たるを憫まざるを得ざ 12 以て署長の代理を爲さしめざるべからさる へからさるの事にして遂には巡査部長以下 警察の機關將さに休止するわらんとす何とな のあり以下聊か之か駁論を試みんとす、地方 於て其可なるを認めなから區々たる 尚有用の人物たるに相違なけ て其理由とする所は 來有篇の 警部を定 未節に 3 結 # 0 寫 枸

に當り

教師か長逝せる不幸に際會し、

して一、再次の練習を郷たるの後、

第三次の初め

其儘開所を

では既定の成算あらん予鑑又敗々を須わざるなり

て大政の方針を貫徹せらるしなるべしを信ず、要 溥弱なる地方官の反對論に屈撓せず、勇断果決以 然り而して該案の提出者たる内務大臣閣下も として予難は歯牙に掛くるに足らざるべしと信す

斯る

せられ俸給を高め八圓以上十圓以下をし進ん

内務大臣は嚮きに既に看守 に至り一面に於ては其人物 られ監獄の改良は看守其人

採用規則なる者を

發

を精

撰するの必要生

に存すると近絶叶す 重且大なるとを識

3

に上ると同時に看守職務の を止むを得すとするも

十二圓、十五圓の年功加俸を爲し得る

の道を

ては 開

矯正図書館

十個の三級を

より十二個

自会五級

8

守の缺員は實に勝敷き数にして戒護上に不 必要を云はんか現に前年來各府縣監獄に於 すべき所にあらざるなり、 むるは時世の然らしむる所にして人 せざるなり、 は刻下の好問題として予 のみなら 時機に到着せしめたるは敢て異とするに足らざる を配したりし眼、口を以て今日其海給を嘆たし する當局者より此識あるに至らしめたる 要するに日清戦勝の 輩は之を賛 當實證を カの 果は前 成するに踟蹰 得て防 1 ける 便不 日其地

(彙報参看)巡査看守の増給素より可なれども

警部

なりしに地方官多數の意見なりと云ふを聞く

T五間迄に増給するを得ることに改正せんとの謎

職務勉勵、品行方正の者には特

に十二圓以

看守長にして十二圓の者も又之れら更に低給の

官及監獄書記と雖も其給額中より被服を自辨

看守を以て補はしめざるべかざるは勿論にして繁 劇の職務に一層の繁忙を加へ勤務の勞實に多しと 六人に對する缺員は實に無量三百五十一人にして 此缺員 不足の 對し四 過きすどして予覧は甚た威服する能はざるなり、 査の職務を實体的に知悉せざる人の坐上比較論に る理由なるか如しと難も未た是等の論者は看守狐 せられたしを云にありしか如し、 なれは是非之を断行せんには其俸給を國庫支辨に 是れ一應最もな

者は押丁其他を以て補ひ得へきにあらず 名弱の不足を告くること、なれり、況んや 其割合は絶員の四分弱に相當し即ち百名に 依つて之を見るも、別表参看、定員總計九千百五十 たる全國監獄に於ける看守定員に對する映員數に

得す又地方經濟上に於ても此增給は實行頗る困

是等に此上増給するは低給警部及 るべからざるに巡査看守は其被服を官

書

記との

權衡 仰け

数に

せ

合を威しつくあり本年一月其筋に於て調査せられ

きに地方官容識の問題として看守巡査均棒の件を 云はざるを得す此頃聞く所に由れは内務大臣は難 て改正の要領は現今の八 を握り平素の職務も看守巡査の如く ては職権遙かに看守巡査の上にありて監獄の實権 権衡を失するか如しど雖も 理上警部看守長及い 十二圓未滿の書 警部看守長に在つ

に厚く酬ゆる何の不可か之れあらん、尚之を詳言にあらざるは實に明かなる事實にして其勞多さ者希望する者多さを以て見るも職務の輕易同一の論 りと云ふにあらすと雖も看守巡査の如く献身的百 看守に對比せは家ろ缔給は薄さも其地位に戀々日 書記に對比せんか書記屬官の職務敢て平易簡單な 巡査 の適切且つ有益なりしとは弦に特筆して其勢を謝せ 得て之を聞くを得す深く遺憾とすと雖も其調査復命 諸氏か研鑽討究の結果は果して如何なりしやは予整 て指名せられ本案の調査を付托せられたりと、而て 警保局長より特命を以て左の十二名を調査委員とし して予輩は平素之を認めたり宜なる哉諮問會閉會後 に看守巡査の俸給に劣れりとせんや、又一面屬官

掲載したり就中楷級制實施の利害は獄制上大問題と 典獄諮問會の概况は予輩閉知の億本誌前號の紙上に

典獄諮問會の彙報

難を排除して迄困難なるにあらざるは勿論、

何に在つては漸次昇給の途、

任質のものにあらざるは勿

論、技倆及成蹟の如

洞開せるあり何ぞ常

階級制 若山神奈川縣典獄 長屋東京集治監典獄 神谷高知 與木廣嶋 木名湖富山縣典獄 新妻三重縣典獄 の原案なりと云ふを聞くに左の如し 階級制の原案 階級制實施 縣 縣 典獄 調查委員 J. 崎 宫

なる事實にして敢て怪むに足らざるなり、

要之に

を棄て一男任官を望むものあらざるを見ても明か

の俸給より凌駕せるものあり去れは迚人は高等官

にあるにも拘はらす判任高等給は却て高等官

の下

せは利任官は高等官より官等は低く常に指揮監督

んと欲す

て四級として一個を有する者は三級、二個を 五十七

囚人の階級は四級に分ち賞表を有せざる者は凡

して輿論又之れか 看守の俸給増加は我國監獄社會上下の希望宿志に んてとを希望の至りに堪へす聊か予輩の所思を陳 決百難異説を排し本識をして實行に至らしめられ ふると聞かり しく此機を失することなく當局大臣に於て果斷勇 Ł 必要を認むる折角の此好機、宜 Ŧī.

7

二級、四個五個を一級とし別項に依り賞表を改現に賞表を有する者は一個を三級二個及三個は 一般の囚人は施行細別第九十六條に依るの外特 着せしむるものとせり

訴又は上告人の費用支辦の例に準し甲縣即ち原裁判

たるに右は矢張明治廿三年十月內務省々合第五號控

へきやどの義に付き髪さに福岡縣を其筋へ承合あり

ものと回答相成りたる由に聞く右は素より左もある 所所在監獄の負擔として甲縣より乙縣に支拂ふへき

へく再審も均しく特殊の上訴と看做して然るへき業

食物購求の度數は三級には三回以下、 蒲劇一枚を増貨することを得ることりせり に監獄構内の獨歩を許すことを得且多期に 限り

勿論なれはなり云々

六回以下、一級には十回以下とす 二級には

一、炊失掃除夫、看病夫、 四級の囚人は左の處遇を爲するのとす 理髪夫に使役するを得

た在監人を以て之を爲さしむへきやは一個の疑問と して從來當局者の間に議論あるにも拘はらす、今

H

も傳染病患者に對する看護は通常人を使用するや將 在監人の看護は囚人を使用するを以て通例とすと雖

傳染病患者の看護に就て

= 衣服队具は澣濯補綴したるものを貸與す

三、施行細別第六十三條に定めたる食物購求は 回とす

再審囚の在監費用に就て

の人権を害するものと云ふに予避は断言を憚からざ に移送したる場合に於て乙地在監中の費用に就ては 裁判所に移されたるに依り身柄は乙裁判所在地監獄 役中再審の訴を爲し上級裁判所は原裁判を破毀して 直移罪の處分を受けたるものにして甲監獄に於て服 るなり當局者須らく改正を断行すへきことなりとす の規定も之れなく甲乙何れか地方の負擔に展す

留置場の監督及費用に就て

て一切の廳費の依然警察費の支辨に願するか如きは

今日識者の共に不便を感する所にして予盟又同情を

り云ふも令狀既、未發を以て限界とすご云ふのみに

表する者なり、故に可成は經費は總て警察費の支辨

響寒署及び警察分署附属の留置塩は監獄則上嚴然た

は留置場の性質、典獄監督の下にあるにも拘はらす さるにあらざるべしと雖も予輩を以て之を見れは質 やの批評は子輩賞で屡々之を耳にしたり、又本誌に 監獄長官たる典獄の巡視率からす、監督密ならざる る行刑監獄の一種として明示せられたるに拘はらず 去れは昨今に至りては留置場の巡視、 掲載して當局者の注意を促したること展次なりさい 監督行き届か

傳染病患者の看護に從事せしむへきと実に刑罰以外 らざるか如し、其他留置者に對する費用區分の上上 なれは假合在監人と雖も其意に反し强て此危險ある ものにして各人の嫌忌し且つ感情を惡しくする勿論

も傳染性患者に接することは、大に傳染の危險ある

其在監人を不可とする理由の如きは既に業に除蘊な

者たるもの速かに其弊風を改められんことを而し 等は經濟の上に多少の影響なきにあらすと雖も常局 迄の實驗は矢張在監人を使用せる向多さか如し、

く説明したるものあり、予輩は茲に贄せすと雖も抑

予輩の希望する所なり最も署長は典獄監督の下にあ つ忠實に其部下を督し拘留の目的を達せしめんこと にし警察署長自か行刑官たるの資格を以て本然に且

るべきてど勿論なりとす

員表を見るに實に奇異の感を起せり开は何となれは 予輩此頃其筋に於て調査せられたる假出獄及停止人 假出獄上申に就て

より見るも其典獄に對するは署長警部長に對するか の不充分たる原因にあらざるなきか又一面警部巡査 監督以外に属する警部巡査を指揮命令せんは實際其 る場合も多かるべく典獄自らに於ても真性に自己の むるものなれは上司の命令にして或は充分徹底せざ る警部又は巡査を指揮して戒護其他の諸務に當らし 効力の厚からざる黙も少なからざるべし、是れ監督 警察署内にあり加ふるに典獄か自己の配下にあらざ 如く忠實なる能はざるは、自然の狀勢にして日はし 務以外の職務なるか如き考へを抱くものなきにあ 以大体の方針は刑法及び監獄則に規定あり、 全く在監囚員の多少及ひ改悛の程度を鑑査する典獄 に差異あるの然らしむる所にして不得止とするも先 がるなり乍併开は各人其面の異なる如く 所謂手心 の間に如此甚たしき差異あるは予輩得て解すべから 始め司獄當局者の方寸に存するものなりと雖る甲乙 て甲は此恩典に浴するもの、多さにも拘はらず乙は 假出獄人員にして各府縣の間に甚た差異のあるあり 僅かに二三人又は甚たしむは皆無なるあり是れ

五十九

監獄雑誌

五.

第7巻

第5号

の不充分なりしものと云 も恐らく辨 疏の道 なか に角停止人員を出すか如き府縣に在りては最初勘査 べしと信す當局者幸に一考を煩はしたし 覈は最も當局者の注意を要する點なるべ し東 3 襲きに久しく北海道集治監の教誨師

開かれたるを嘉みす少肚者夫れ之を旃めよや聊か

留岡氏の

の職にあり

たる

H

埼玉縣典獄と青森縣典獄

獨きに埼玉縣に典獄たりし右馬四郎助氏去つて

たり神代氏は外しく青森に合尹として經驗、深く永 長兼監獄書記永田直之巫氏一 になりたり、 今回青森縣典獄神代澤身氏の轉任せられて占むる所 務省に入りし後缺員にてありし埼玉 雨して青森縣典獄の後任は大坂府看守 躍し て此重在を製はれ 縣典獄の 椅子は

として十數年來其下僚を統率し能く四千人有餘の在 田氏は全國唯一の大監獄たる大坂府監獄の第二課長

監人を格禁操縦し合聞高かりし老練家にしあれば將

氏夫れ勉めよや

仝氏か將來の事業は恐らく斯道の範圍を脱せざるを 五社僧に發表し予輩を益せらるしや、予輩は確信す、 たる懷抱と世人の抱負は氏が將來如何なる方法に據 るなり氏たるもの幸に健全以て蘊蓄し齎らし歸られ られたり予輩は仝氏か無事歸朝を脱するに各ならざ 調査略々終了したりと見へ去る四月上旬無事歸朝せ 質に徴して讀者の風に知悉する所にして全氏は此頃 ありしは本誌屢全氏が玉稿寄送を得て登載したる事 に於て斯道殊に教誨威にの事に熱心研究せられつし 留岡幸助氏は一昨年以來北米合衆國に航し紐育其他

配し併せて斯道の為め慶賀の至りに堪へさるなり 來二氏か監獄統治上に一大較著なる成績を學らるい 輩の確信する所にして予輩は二氏の為め之を 奈良縣監獄の新築設計

てと子

因は記す大坂府監獄は嚮きに隔山千葉縣典獄を出 度耳にせしこどあり、爾來當局者は孜々調査する所 奈良縣監獄新築の議は兩三年の以前に在つて予輩

内務當局者と種々協談の末改正増補し先以て完全の たし今回永田青森縣典獄を出す、予輩仝府の為め 之を賀し丼に斯道後進有為の士の為め登龍の門を 獄協議會に列席の爲め上京せられたる全縣典獄八木 あり先項漸く結了したるを以て嚮きに開かれたる典 秀太郎氏か平置設計の鰮面を携帯せられ會議閉

予輩之を一見するに序次の配列宜じさを 一部を本會に てあ せられ た斯道の為め同情を表せざるを得す 君の留岡君を観迎すなる一文の予輩同情會の為め 獄事叢書第二十四號は本月十 たり記事体裁は舊に依る敢て異なるなさも原 日同 情會に於て發行

祝す今日以後の教誨叢書獄事叢書 彩躍如たるものあらん云々 最も必要なり普通救急法は監獄警察に の紙上 に於

き最も好文字にして本書の主旨を表白せられ

青年華奢の弊を矯め發奮せしむるに足り、

矯め發奮せしひるに足り、逸話傳記の欄、松浦玉圃翁の性行は

話集は

大に

のと云ふべし、

ける留岡君の大なる事業、水崎世得、一讀大に見るへきもの多し、

水崎君の

我罪の

自覺の如

依て一層の活氣を添へたるものとして予難は之を

て光

因に記す同情會は別項記事の如く留岡君の歸朝

たるも

殊に教誨

0

欄に於

寄せらる、

りしに此項其第四十八輯を發刊せられ 同情會に於て發行の激誨叢書は一時 採り多數の分房監を新設せらるしどの事なる由 設計圏となりたりと、而して大体に於ては分房制

ざるなり

敢て妄辟を述ぶ

は至極好書として予輩は本書か普及を希はざるを得

教誨叢書に就

刊

の姿に

纂し其一本を學會に察せられたり承けて之を 茨城縣監獄醫萩谷君此項普通教急法なる珍袖小冊を

挿書を以てし能く 刻苦忍耐の 心を修養せ しめんと の實態及ひ種々の規箴たるへき事項を掲げ加ふるに 古よりの偉人豪傑の逸話躬行を叙し勒話は名工義人

清露は格言に短句に詩歌に言々句々精

神的及躬

救急の責任ある者なれは普通救急法位は多少之を暗 監獄警察に奉する者は最も多く是等の場合に遭遇し る普通教急法を簡易に説述したる者にして凡を 人体に及はす外物的傷害にして荷も危險の處れあ 諸士の一讀すべき價値あるものと信せり幸に平素 んせざるべからざるの必要あり世の看守巡査たる 職を

旨とし尙之を詳く云ば善事を勸め他を箴するの主義る觀察は全編必靈上の改造に出て薄くに實踐躬行を 行的箴言ならざるはなし、 に出てたる者なれ 精神上の罪科否正しからざる者の為め は獨り法規上の罪人の要たるのみ に出て尋くに實踐躬行を要之に予輩の本書に對す

監獄雑誌

六十一

物や書記看守長とは如何なるものなるや何人も其の

局者の参考に供せん

看守の俸給に劣るにあらずや是れ大に權衡を失する 上等司獄官たることを知らん然るに下等司獄官たる

七

矯正図書館

識の勢を惜まさざらんことを望

〇若此聲 管ならす、而して其獲る所の實利幾干 をして第三第四議會開會中に在らし の高きこと殆んと、 幻 魚河岸、 क्त 坞

〇彼れは 今は官人の犠牲となる、 彼の大問題を決する登難事ならんや、 我は某監、 パン、 彼れはモアピートに不正の計 我は四六を得んとして故ら罪を犯 斯道の不幸、 百年の 昨は黒人、 更を

見る、東西一對の醜態、驅逐せよ此蛆、 中の蟲

地 竒盗再三犯の刑事被告人あり 地を拂ふ

ましかち後 すた何い公 のか故の判 410 か………………鶏の相場は除つほど下落故あつて今年は去年よりも二箇月除計につと何ひますが私の盗みました鶏二羽の判廷に於ていと真面目にて謂て曰く「判 12 _ ■ 至 並判事は呆然として苦笑の相場は除つは必下落している。 の というとに の というとに の というとに の というとに の というとに の というと の になりま の になりま の になりま の になりま の になりま の になりま の になりま

日徹酔して居りまし た..... だいかい 今では日曜日 0 外

監獄書記及看守長 俸給に就て

となれ 其根本たる体給合の改正を非難するものにあらず何 るは甚だ其の當を得ず請ふ其の不可なる點を 在官を置 たるを以て必要の場合に遭遇さるの官廳は六間の判 得々然たり散士は大に之を悲む然れ の監獄書記を置き或は、十二圓未滿の看守長を置き る事を得るに至るや各監獄競て六間乃至八間 ば該俸給合の改正は一般判任官の為め 3 官の俸給合改正せられて十二圓未滿 敢て不可なし然れども之を監獄に適用す ども散士は敢て 掘げ當 に設け 0) 判任

したね………………………………で良り削りになりまの毒さまのこと、どうくくあなたかおまけになりま其時該被告人は辯護士に向ていへるよう「否々御氣其時該被告人は辯護士に向ていへるよう「否々御氣 其甲斐もなく終に六年の軽懲役を宣告せられけり、 知ら 護士非常の熱心を以て一 おるな 〇至嚴至重 のか矣 なる 被告人を辯護しけるに刑罰何か あらん

闇夜に ける 0 行

でありました事質を取調あらんことを…… だしず、人の窃しを働きました時は真ッ暗たしず、人の窃しを働きました時は真ッ暗たしず、人の窃しを働きました時は真ッ暗がありました。 (説き得て妙なりと云ふへ 何故に罪 を構 らんことを…… たる辯護士か 3 かつけ難いでは、

堪へたり 良なる政悛

し言論の進歩具に驚く

21

響つたからだ ないでは、 はいでは、 ないでは、 はいでは、 はいでは、

は一人も之れ無しと誠に至當の事と云ふ可し 冀望す現に大阪府監獄の如きは九級棒以下の ものなり斯の如 長は之を置かざるの方針に漸次進行せられんてとを 十二圓なるも實際の收入は十圓を下る可し依て當局 納め恩給基金を控除せらるし等其の表面の俸給額は て宿料無く辨當料無く加之ならず製艦費十分の一を 官給なり之に反して書記看守長は顧服費は自辨にし 俸給最高十圓之に加ふるに宿料、服具料、其他辨當 得ん假合彼等看守は表面其の命合に服從するも内心 料を合算せば十二圓を下らざる可し而して禮服も亦 に於ては薄給なる為め之を經蔑するや明なり看守の たるもの此等の點に注意し九給俸以下の書記看守 くして焉んぞ看守を指揮することを

女監取締 0 服装に就て

改正 を知るを得べし然るに等しく司獄の吏員にして の女盤取締 も女性の身を以て直接煩難なる戒護事務に任ずる成 を改正せられんとは夙に余歳の耳にする處にして其 典獄の服制を設けらるしと同時に看守長看守の服制 0 時機切迫し居る事は近着の監獄雑誌に於て之 0 服装制限を設けらるの説なき理 由比如

£

七

六十三

何余輩伏て當路者に望む女監取締の制服を設 は困難なりと雖も 卷 締に對する一 般可獄官 の服制改 定の服制を設け の時機 くるの

宜しく 公然發布せられん事を而して若しる に臨んで宜しく 一定の服制を設くるの上に於て支障あらんか政府は 女監取締に對する服制の標準を示し相當の被 し服制は須らく司獄當局者の方寸に一任 女監取締にして

可及的統 に出でん事を企業せらるしも 可なり然

らずんば如何に一 服料を給與 映掌するが如き奇観 \$ 面雨中高下 般司獄官の服制を改良せらるしど 駄を穿ち蝙蝠傘を携 あらんか監獄に於て均一的嚴正 へ戒護事務に

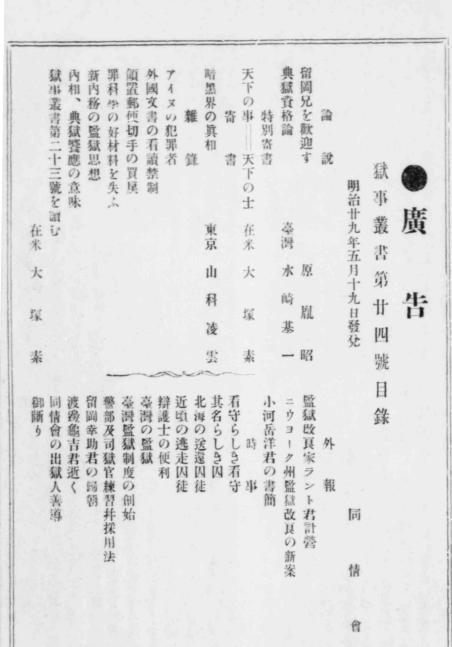
なるを以て政府は宜しく 服制は須らく らるしか 服裝制限を設くるは刻下急務中の急務に属する事柄 行するの必要上先以て是れが基礎たり根本たる處の 將た服制の標準を示し相當被服料を給與し 相當の姿勢を保たしめ女性適法 戒護に専任する處の女監取締に對し全國 司獄當局者の方寸に委するか二途何れ 服裝の制を設け之を官給せ 紀律を勵

るに至る故に余輩は一般司獄官の服制改良の機運に に刑罰を執行するが如き事は遂に得て望むべからざ

勿るべき事と信ず

敢て先輩 諸氏に 謝す

聊か論する處ありしが飜つて余輩自らを顧れば夫子余輩東洋逸吏前號の紙上に於て匿名の非なるを慨し 其人の價直を左支右吾するものにあられざばなり調 るるの他なし墨塊は墨塊なり質名を現はすど否とは り今や飜然過を悔ひ實名の下に寄書を試みんとす是 論を吐露しつくありしは深く先輩諸氏に謝する處な 亦匿名の裡に在つて濫に禿筆を弄し時に無責任の言 に日く れ徒に名利を欲するものにあらず余輩率先此學に出 請自隗始焉と



告

廣セ乂一全監 希本 志誌運々誌金ノ等誌冊獄 賣代便シ代拂如本ノ分雑 告ラー府署獄 皇會ス雑 日選信 捌金十 、內內五誌 一諸十數名 誌代金取纒主任ヲ設ケラレ 金込ク會前ノ誌 ヲノ前ニ金前ヲ 送向金於相金注 〇 付へ相テ切ヲ文 雜 行君名百以 省認可 本誌定價並 月 セハ切信レ派セ ラ(レス候ヘラ 則 分離ノ議讀ル) 法雑購ノ 其請、 旨求井 申書ハ * 印諸所ハル、 ノ誌讀向金代代ノハ 込其其 片 3 君 1 送 人 片 十金金向銭ハヲハ ハ押ニ諸本シハ ル本倉賃 換スシハ停 申取前 印支發印發 ノル雑特止 7 シノヲ 受纏項 宛ヲ誌ニス名例ヲ廢但 回添 名 ケメノ豊壹 ル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アランフ サ之外部部 ルレ特 定質 所會所人兼 ハト送讀官 ヲ郵 東京文會會計が東京文會會計が 要セラ以 モラニ 東東愛 /送割 京京知 名職 官職名 市市縣 スシ法前前 ルテ 京四名 出、代版向用 及ヲ金金 橋ッ古 讀設力六 區谷屋 者ク銭銭 主ハセ 其ル及 7 市副卅 任返ラ 帶汽本 FL. 間荒西 增减、 紙八會 記 3 堀木洲 東京 用、 人引力 V 試町崎 郵片 丁二町 ゲハ 磯叉五 四 轉免等ヲ報告スル | 目一番地 " 印送網 大 東 切 大 車 打 書 手 ヲ本主 押》任 捺代/ 便 ヲ指 明警護 磁 察監 監 監 職 聲 一支局 シ金資 送增 発付割 御申格 定 送受ヲ 3 = ノ勢ヲ 向ケ セラルへ 金ク以

ヲ可テ

促シ申

取ラ

7

込ア

會學 文 會 文 會 動 會 即 貞